

第1回 支所のあり方検討委員会 委員要求資料

- 1 年齢構成別の行動圏について ※ 石井委員要求資料
 - 資料1-1 旧市町別年齢別人口
 - 資料1-2 来庁者の年代構成
 - 資料1-3 住民票の発行件数

- 2 笠間市職員の定員・給与等の状況について
 - 資料2-1 笠間市職員の給与・定員の状況について
 - 資料2-2 職員の経験年数別・学歴別平均給与月額状況
 - 資料2-3 組織及び人件費等
 - 資料2-4 定員管理診断表
 - 資料2-5 笠間市全職員の職種別人数の動き

- 3 合併した先進市町の支所の設置状況 ※ 埴委員要求資料
 - 資料3-1 合併後の支所機能一覧(茨城県内事例)
 - 資料3-2 業務区分一覧

- 4 教育委員会の組織構成・業務内容について ※ 岡野委員要求資料
 - 資料4 教育委員会の組織構成・主な業務内容

- 5 支所における業務上の課題等 ※ 埴委員要求資料
 - 資料5 支所における業務上の課題等

- 6 市民が考えている支所の課題等 ※ 埴委員要求資料
 - 資料6 市民が考えている支所の課題等

- 7 笠間市の財政状況 ※ 埴委員要求資料
 - 資料7 平成20年度財政分析指標

- 8 定員適正化計画 ※ 佐川委員長要求資料
 - 資料8 笠間市定員適正化計画(平成19年3月)

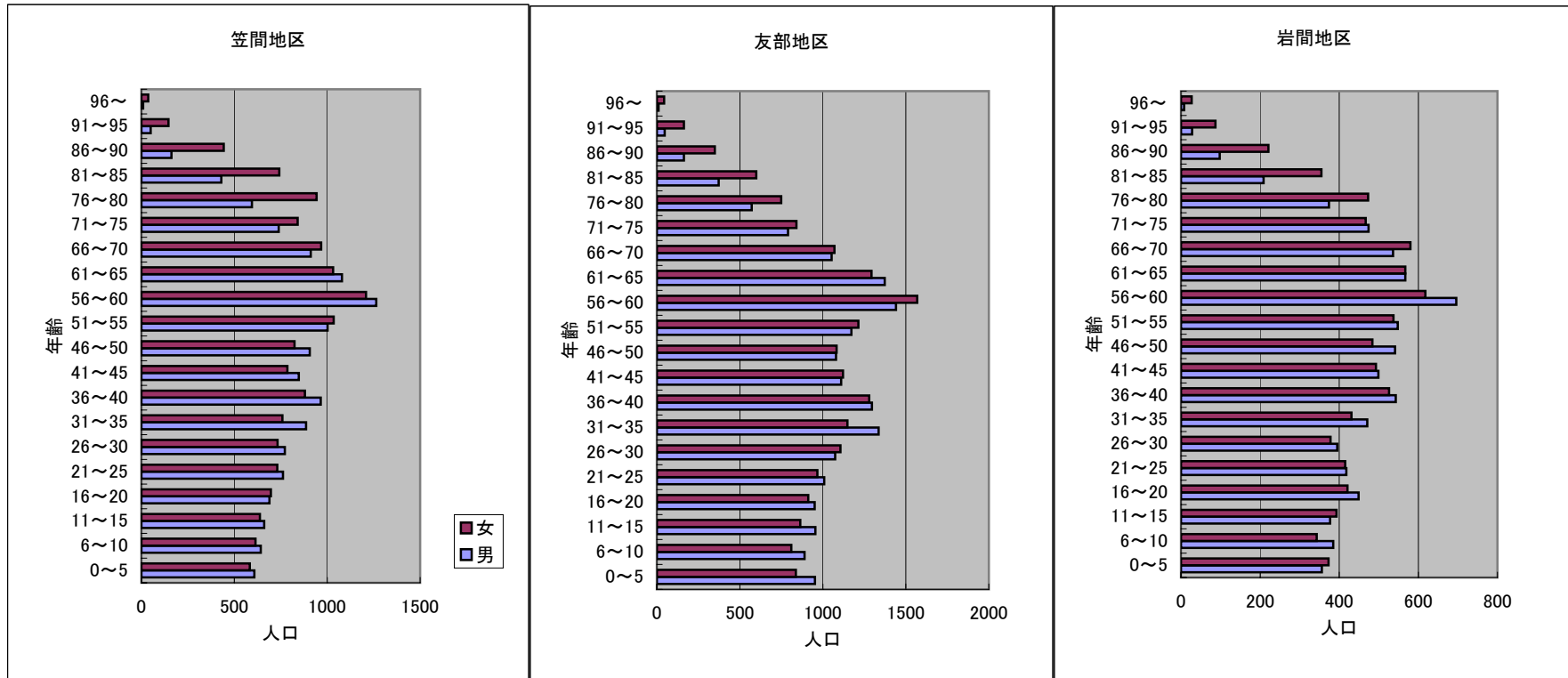
- 9 新市建設計画 ※ 佐川委員長要求資料
 - 資料9 新市まちづくり計画(笠間市・友部町・岩間町合併建設計画)
 - 資料10 これまでの合併特例債の使い道と今後の予定

旧市町別年齢別人口

資料 1-1

平成22年2月末現在

	笠間地区			友部地区			岩間地区			笠間市合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
合計	13,979	14,640	28,619	17,643	18,017	35,660	7,972	8,189	16,161	39,594	40,846	80,440
構成比	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0~14歳	1,767	1,703	3,470	2,599	2,334	4,933	1,037	1,025	2,062	5,403	5,062	10,465
構成比	12.6	11.6	12.1	14.7	13	13.8	13	12.5	12.8	13.6	12.4	13
15~64歳	9,124	8,657	17,781	11,807	11,642	23,449	5,098	4,847	9,945	26,029	25,146	51,175
構成比	65.3	59.1	62.1	66.9	64.6	65.8	63.9	59.2	61.5	65.7	61.6	63.6
65歳以上	3,088	4,280	7,368	3,237	4,041	7,278	1,837	2,317	4,154	8,162	10,638	18,800
構成比	22.1	29.2	25.7	18.3	22.4	20.4	23	28.3	25.7	20.6	26	23.4



来庁者の年代構成

資料 1-2

調査期間: 3月15日～19日(5日間)

笠間支所

課 名	40歳未満			40～60歳未満			60歳台			70歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
地域総務課	1	0	1	1	1	2	1	0	1	4	0	4	7	1	8
市民窓口課	64	93	157	89	167	256	54	46	100	30	27	57	237	333	570
生活課	8	19	27	13	43	56	15	21	36	13	20	33	49	103	152
福祉課	10	31	41	18	46	64	16	15	31	13	19	32	57	111	168
道路整備課	3	1	4	5	3	8	3	2	5	0	0	0	11	6	17
税務課分室	20	24	44	21	29	50	17	14	31	13	6	19	71	73	144
農政課分室	0	0	0	10	4	14	13	4	17	13	1	14	36	9	45
会計課分室	15	21	36	43	68	111	19	19	38	7	9	16	84	117	201
計	121	189	310	200	361	561	138	121	259	93	82	175	552	753	1,305
割合	-		23.8%	-		43.0%	-		19.8%	-		13.4%	-		100%

岩間支所

課 名	40歳未満			40～60歳未満			60歳台			70歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
地域総務課	8	3	11	18	12	30	10	6	16	8	1	9	44	22	66
市民窓口課	57	50	107	64	86	150	42	46	88	27	17	44	190	199	389
生活課	19	5	24	9	13	22	13	16	29	10	3	13	51	37	88
福祉課	7	32	39	13	26	39	8	18	26	3	3	6	31	79	110
道路整備課	6	5	11	24	5	29	27	5	32	0	0	0	57	15	72
税務課分室	18	19	37	21	32	53	21	10	31	5	9	14	65	70	135
農政課分室	0	0	0	8	1	9	17		17	1	0	1	26	1	27
会計課分室	7	17	24	16	50	66	13	13	26	4	0	4	40	80	120
計	122	131	253	173	225	398	151	114	265	58	33	91	504	503	1,007
割合	-		25.1%	-		39.5%	-		26.3%	-		9.1%	-		100%

笠間支所

市民窓口課

高校や大学などの進学に伴う住民票などの来庁者が多かった。

生活課

県民交通災害が4月1日からなので、加入申込みの来庁者が多かった。異動時期でもあり、水道の休止や開始の届出などもあり、通常の時期より来庁者が多かった。

道路整備課

打合せのための業者は、除いている。市民のみ的人数である。道路についての要望、図面の交付、市営住宅の相談等。

税務課分室

各種証明等の来庁者が、6～7割。また、納税相談や分割納付のための納付書発行など。

農政課分室

年度末で、生産調整関係や農家組合長の交代届の来庁者が多かった。農業委員会関係の相談業務もあった。

会計課分室

6割位が、常陽銀行の派出扱い。

岩間支所

地域総務課

区長交代に伴う来庁者が多かった。岩間地区は、防災無線が個別のため、それらの来庁者も多い。

市民窓口課

高校や大学などの進学に伴う住民票などの来庁者が多かった。

生活課

県民交通災害が4月1日からなので、加入申込みの来庁者が多かった。相談等は、月に2～3件。苦情等は随時。

道路整備課

市民以外に、打合せの来庁した業者も含まれている。

税務課分室

各種証明等の来庁者が、半数。また、納税相談や分割納付のための納付書発行など。申告後であるが、市民税の申告者が多少いた。

農政課分室

年度末で、生産調整関係や農家組合長の交代届の来庁者が多かった。農振農用地関係等もある。

会計課分室

4割位が、常陽銀行の派出扱い。

住民票の発行件数

資料 1 - 3

(H21.9.7~H22.3.31 受付分)

対象者住所	本所	笠間支所	岩間支所	合計
笠間市大橋	25	84	1	110
笠間市池野辺	37	68		105
笠間市福田	22	56		78
笠間市大淵	23	85	2	110
笠間市飯田	8	47		55
笠間市日沢	2	12	3	17
笠間市石寺	3	10	1	14
笠間市笠間	324	957	28	1,309
笠間市日草場	4	13		17
笠間市石井	152	377	3	532
笠間市寺崎	17	63	1	81
笠間市金井	1	57		58
笠間市赤坂	41	71	1	113
笠間市手越	19	33	2	54
笠間市南吉原	19	31		50
笠間市上加賀田	63	44	1	108
笠間市北吉原	4	21		25
笠間市来栖	40	127	1	168
笠間市下市毛	96	233	6	335
笠間市箱田	36	145	1	182
笠間市飯合	12	41		53
笠間市本戸	47	129	11	187
笠間市福原	65	270	3	338
笠間市稲田	125	244	3	372
笠間市大郷戸	22	62		84
笠間市片庭	16	54	3	73
笠間市箱田大郷戸		5		5
笠間地区合計	1,223	3,339	71	4,633
笠間市小原	348	16	6	370
笠間市五平	19	2		21
笠間市鯉淵	942	27	24	993
笠間市美原一丁目	85	1	2	88
笠間市美原二丁目	105		1	106
笠間市美原三丁目	29	2		31
笠間市美原四丁目	38	2		40
笠間市東平一丁目	97	5		102
笠間市東平二丁目	87	2		89
笠間市東平三丁目	41	4		45
笠間市東平四丁目	68	3		71
笠間市鴻巣	184	3	2	189
笠間市随分附	75	1	2	78
笠間市長兎路	76	4	3	83
笠間市柏井	56		2	58
笠間市仁古田	73	6	1	80
笠間市湯崎	79	2	2	83
笠間市住吉	294	2	5	301
笠間市旭町	1,092	42	27	1,161
笠間市橋爪	116	6		122
笠間市平町	678	32	8	718
笠間市矢野下	103	3	5	111
笠間市大古山	93	11	10	114
笠間市南小泉	111	8	9	128
笠間市下加賀田	22	1		23
笠間市上市原	82	3		85
笠間市中市原	52	7	2	61
笠間市下市原	38			38
笠間市南友部	224	9		233
笠間市友部駅前	40	1		41
笠間市八雲一丁目	82			82
笠間市八雲二丁目	111	4	1	116
笠間市中央一丁目	93		1	94
笠間市中央二丁目	18			18
笠間市中央三丁目	56		2	58
笠間市中央四丁目	25			25
笠間市大田町	556	22	10	588
友部地区合計	6,288	231	125	6,644
笠間市上郷	26	6	112	144
笠間市下郷	244	42	836	1,122
笠間市吉岡	66	11	241	318
笠間市土師	29	2	66	97
笠間市押辺	83	6	267	356
笠間市安居	36	1	121	158
笠間市福島	6	1	46	53
笠間市市野谷	48	9	169	226
笠間市泉	39	6	185	230
笠間市泉市野谷入会地	7		3	10
岩間地区合計	584	84	2,046	2,714
合計	8,095	3,654	2,242	13,991

笠間市職員の給与・定員の状況について公表します

(公表内容は、総務省の公表様式に基づく様式を抜粋したものです。)

●人件費の状況 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成20年度	80,943人	26,558,148千円	382,102千円	5,985,516千円	22.5%

- ※1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。また、事業費支弁に係る職員分を含みます。
 ※2 実質収支とは、歳入から歳出を差し引いた収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものです。

●職員給与費の状況 (一般会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成20年度	691人	2,648,894千円	365,479千円	1,086,862千円	4,101,235千円	5,935千円

- ※1 職員手当には、退職手当を含みません。
 ※2 給与費は、一般職(市長・副市長・教育長除く)の職員に係る決算額で、事業費支弁に係る職員分を含んでいます。
 ※3 職員数は、平成20年4月1日現在の一般職(市長・副市長・教育長除く)の職員数です。

●職員の初任給の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円

●職員の平均給料月額など (平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44歳3月	344,200円	393,500円
技能労務職	51歳2月	287,500円	305,400円

※一般行政職とは、税務職、福祉職、消防職、技能労務職、教育職などに該当しない職員をいいます。

●一般行政職の級別職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
職務	主事 主事補	主事	係長 主幹	主査	課長補佐 室長・施設長	課長 副参事	部長 参事	
職員数	13人	9人	233人	86人	55人	45人	12人	453人
構成比	2.9%	2.0%	51.4%	19.0%	12.1%	9.9%	2.7%	100.0%

※笠間市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

安心・親切な接客でお客様のご要望にお応えします。

おすすめ無料サービス

- ・かんたん電話教室
- ・料金そうだん
- ・ケータイてんけんサービス
- ・電話帳バックアップサービス

NTT docomo

ドコモショップ 笠間店

TEL 0120-292-360 AM 10:00~PM 7:00 年中無休

●職員の手当の状況

区分	状 況	備 考		
期 末 勤 勉 手 当	期末手当	国と同じ		
	6月期		1.40(1.20) 月分	0.75(0.95) 月分
	12月期分		1.60(1.40) 月分	0.75(0.95) 月分
	計		3.00(2.60) 月分	1.50(1.90) 月分
※()内は特定幹部職員(本市の場合、部長・参事・課長・副参事・病院長などです)				
扶養手当	ほかに生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給	国と同じ		
住居手当	新築あるいは購入後5年以内の住居に居住する世帯主である職員、または月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	国と同じ		
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給	国と同じ		
退職手当	茨城県市町村総合事務組合(県内市町村で構成)の退職手当条例の規定に基づき、給料・勤続年数などに応じて計算し支給			

※期末・勤勉手当については本年8月の国家公務員に対する人事院勧告にならない、今後減額する予定となっています。

●特別職の報酬などの状況 (平成21年4月1日現在)

給料月額

市長	900,000円 (720,000円)
副市長	720,000円 (684,000円)
教育長	650,000円 (617,500円)

報酬月額

議長	460,000円
副議長	425,000円
議員	400,000円

期末手当

市長・議長	年間 3.35 月分
副市長・副議長	
教育長・議員	

※()内について、市長は平成18年7月1日から20%、副市長・教育長は平成20年4月1日から5%の減額をしています。

※期末手当については、本年8月の国家公務員に対する人事院勧告にならない、今後減額する予定となっています。

●定員の状況 (部門別職員数)

(各年4月1日現在)

部門	年	職 員 数 (人)					対前年増減数 (人)				増減計
		H17	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	
一般行政部門		466	475	466	451	441	9	△ 9	△ 15	△ 10	△ 25
特別行政部門		136	124	113	111	106	△ 12	△ 11	△ 2	△ 5	△ 30
消防部門		128	132	127	129	131	4	△ 5	2	2	3
公営企業等会計部門		118	96	95	100	99	△ 22	△ 1	5	△ 1	△ 19
合 計		848	827	801	791	777	△ 21	△ 26	△ 10	△ 14	△ 71

※特別行政部門は本市の場合、教育部門(教育長を除く)のことです。公営企業等会計部門は市立病院・水道・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・下水道・農業集落排水の部門です。

問合せ▶秘書課(内線552)



〈連絡先〉
有限会社 箕輪住宅
TEL.0291-37-3385
茨城県知事(7)3344号

田舎暮らし 好評分譲中



ご夫婦二人だけの暮らしにふさわしい遊び心のある山荘平屋の住まい。
利便性が良く、広い土地が魅力です。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（20年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	274,900 円	313,900 円	352,000 円
	高校卒	—	283,000 円	323,600 円
技能労務職	高校卒	—	266,700 円	—
	中学卒	—	—	—
消防職	大学卒	—	—	—
	高校卒	263,300 円	294,000 円	343,000 円

※ 当該経験年数職員数が3名以下の場合には、近似の階層を含めた以下の平均値で掲載しています。
 一般行政職：大学卒10年は、9～11年の職員、大学卒15年は、14～16年の職員
 消防職：高校卒10年は、9～11年の職員

組織及び人件費等

資料 2-3

※1 職員数、人件費は、平成22年度当初予算から算出しています。
 ※2 非正職員（臨時・嘱託）数は平成20年度実績から算出しています。

【単位】人、歳、千円

		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
市長公室 【3課2室8G】	秘書課	16	42	—		
	男女共同参画推進室	2	49	—		
	企画政策課	9	45	8	定額給付金	
	企業誘致推進室	3	43	—		
	行政経営課	8	45	—		
		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
総務部 【7課3室13G】	総務課	10	45	—		
	財政課	8	42	—		
	契約検査室	5	41	—		
	管財課	10	44	2	電話交換手	
	税務課	20	38	12	確定申告時期の職員含む	
	税務課笠間分室	4	49	—		
	税務課岩間分室	3	53	—		
	納税課	12	41	10	徴収員含む	
	笠間支所 地域総務課	7	49	—		
	岩間支所 地域総務課	5	51	1		
		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
市民生活部 【7課2センター14G】	市民活動課	10	44	—		
	消費生活センター	2	54	—		
	市民課	14	45	2		
	パスポートセンター					
	環境保全課	13	45	—		
	笠間支所 市民窓口課	11	50	1		
	岩間支所 市民窓口課	10	45	2		
	笠間支所 生活課	7	55	—		
	岩間支所 生活課	5	53	—		
		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
福祉部 【5課2室4施設11G】	福祉事務所	社会福祉課	19	43	—	
	人権同和対策室			—		
	子ども福祉課	10	41	84	放課後児童クラブ指導員（14箇所）	
	少子化対策室	2	51	—		
	ともべ保育所	8	44	13	保育業務・調理員	
	てらざき保育所	5	45	7	保育業務・調理員	
	いなだ保育所	5	47	7	保育業務・調理員	
	くるす保育所	8	44	19	保育業務・調理員・用務員	
	高齢福祉課	15	42	5		
	笠間支所 福祉課	13	48	—		
岩間支所 福祉課	9	47	3			
		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
保健衛生部 【2課3施設4G1病院】	保険年金課	16	42	—		
	健康増進課（友部保健センター）	15	40	11	保健師、看護師、保育士、歯科衛生士	
	笠間保健センター	7	46	6	保健師、看護師、栄養士	
	岩間保健センター	6	49	13	保健師、看護師、保育士、歯科衛生士、技師	
	市立病院	26	42	8	医師、薬剤師、看護、看護助手	
		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
産業経済部 【3課3室5G】	農政課	11	44	—		
	農政企画室	4	37	—		
	農政課笠間分室	2	56	—		
	農政課岩間分室	2	55	—		
	水田農業対策担当	2	45	—		
	農村整備課	13	42	—		
商工観光課	15	44	1	作業手		
		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
都市建設部 【5課11G】	都市建設課	11	41	—		
	道路整備課	17	39	—		
	都市計画課	11	42	—		
	笠間支所 道路整備課	14	41	—		
	岩間支所 道路整備課	13	42	2		

		職員数	平均年齢	非正職員数	備考
上下水道部 【2課1室6G】	水道課	19	45	3	
	下水道課	16	45	2	
	農業集落排水推進室	6	42	—	

		職員数	平均年齢	非正職員数	備考
会計管理者 【1課2室】	会計課	7	45	—	
	会計課笠間分室	2	55	—	
	会計課岩間分室	2	56	—	

		職員数	平均年齢	非正職員数	備考	
(消防機関) 【4課3署】	消防本部	総務課	10	50	—	
		予防課	5	45	—	
		警防課	5	51	—	
		通信指令課	13	48	—	
		笠間消防署	35	38	—	
		友部消防署	37	37	—	
		岩間消防署	25	42	—	

		職員数	平均年齢	非正職員数	備考		
教育委員会（教育次長） 【3課3室2センター6館】	学務課	12	41	41	用務員、調理員、心の相談員、ティーチング・ティーチャー		
		教育企画室	2	52	—		
		指導室			—		
		各小学校	14	56	—		
		各中学校	7	57	—		
		笠間幼稚園	3	41	5		
		稲田幼稚園	4	42	4		
		笠間給食センター	12	52	10		
		岩間給食センター	5	51	11		
		生涯学習課	6	48	1		
			文化振興室	4	44	—	
			歴史民俗資料館				
			岩間体験学習館「分校」				
			笠間公民館	5	49	—	
			友部公民館	4	47	1	
			岩間公民館	3	44	1	
			笠間図書館	8	45	15	
			友部図書館	6	45	13	
			岩間図書館	4	44	5	
		スポーツ振興課	7	45	2		
			笠間市総合公園				
			笠間市市民体育館				
			岩間海洋センター				
			笠間武道館				
			岩間武道館				

		職員数	平均年齢	非正職員数	備考
議会事務局		7	49	—	
農業委員会事務局		6	52	1	
監査委員事務局		3	43	—	

職員計 (正職員)	職員数	平均年齢	平均人件費	平均職員給与
	777	43	8,014	5,690

職員計 (非正職員)	職員数	平均年齢	平均人件費	平均職員給与
	332	—	—	—

	職員数	平均年齢	平均人件費	平均職員給与
笠間支所全体	60	48	8,496	6,158
岩間支所全体	49	47	8,396	6,100
支所に対応する本所各課計	164	42	7,863	5,717

総務課、税務課、納税課、市民課、環境保全課、社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課、保険年金課、農政課、道路整備課、会計課

定員管理診断表（職員数の類似団体との比較）

類似団体：市Ⅱ-1

類似団体とは、

すべての市区町村を対象に、その人口と産業構造の二つの要素を基準としてグループ分けを行い、各種指標の比較を可能にしようとするもので、指定都市、中核市、特例市を除く一般市の区分では16類型に分けられる。

本市が属する市Ⅱ-1には、全国126市が属し、県内では本市のほか石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、牛久市、鹿嶋市、那珂市の7市が該当している。

区 分	H20.4.1現在 職 員 数	類似団体の職員数 (修 正 値)	超過数
議 会	7	7	0
総 務	143	138	5
税 務	38	40	-2
民 生	90	128	-38
衛 生	50	54	-4
労 働	-	-	-
農林水産	38	31	7
商 工	15	15	0
土 木	70	54	16
一般行政計	451	467	-16
教 育	112	132	-20
消 防	129	113	16
普通会計計	692	712	-20

※ 「民生」及び「教育」において、類似団体に比べ職員数が少ないのは、公立保育所及び幼稚園の職員数の影響（嘱託職員で対応）。

笠間市全職員の職種別人数の動き

	行 1	行 2	医 1	医 2	医 3	消防	合計
H17. 4. 1	608	91	1	6	14	128	848
H18. 4. 1	587	85	1	6	16	132	827
H19. 4. 1	574	79	1	6	16	125	801
H20. 4. 1	567	74	1	6	16	127	791
H21. 4. 1	559	66	1	6	16	129	777
H17. 4. 1～ H21. 4. 1 までの増減	▲49	▲25	0	0	2	1	▲71

資料：行政経営課

○増減の内訳

行 1：他の給料表の適用を受けないすべての職員

- ・事務吏員：▲35
- ・保育士：▲7
- ・教諭：▲3
- ・保健師：▲4
- ・栄養士
- ・歯科衛生士

行 2：単純な労務に雇用される職員

- ・電話交換手
- ・運転手：▲7
- ・用務員：▲7
- ・調理員：▲6
- ・その他：▲5

医 1：病院に勤務する医師

- ・医師

医 2：病院に勤務する薬剤師，栄養士その他の職員で市長が定める職員

- ・薬剤師
- ・栄養士
- ・臨床検査技師
- ・診療放射線技師

医 3：病院に勤務する看護師その他の職員で市長が定める職員

- ・看護師：2

消防：消防吏員

- ・消防吏員：1

※ 数字が入っていない職員は，増減なし。

合併後の支所機能一覧(茨城県内事例)

※各市町村の調査基準日は平成21年4月1日現在。但し、常住人口、面積については、H21.1.1現在

自治体名	常住人口	面積	合併期日	合併した市町村	合併方式	本所の位置	職員数	支所の配置方法	支所名	支所長の役職	課長職数	正職員数	合計	非正規職員数	特記事項等 ※業務区分については資料3-2参照	支所等以外のサービス拠点			
																窓口のある施設名	職員数	特記事項(主な業務内容等)	
1 笠間市	80,066	240.27	H18.3.19	・笠間市 ・友部町 ・岩間町	新設	友部町	777 (一般行政職) 441	支所	①笠間支所 ②岩間支所	参事 (1) 参事 (1)	4 4	55 42	60 47	6 2	・社会情勢の変化に伴い行財政改革が不可欠な状況であるため、組織機構の改編が必要である。 ・笠間支所庁舎の老朽化。	なし	-	-	
2 水戸市	264,245	217.43	H17.2.1	・水戸市 ・内原町	編入	水戸市	2,103 (一般行政職) 1,451	支所	①内原支所	部長 (1)	5	40	46	7	<ul style="list-style-type: none"> ・合併から5年が経過し、合併協定書に基づく本庁事務との統一について、段階的に課題を整理していく必要がある。 ・内原町時代から存続している住民組織である区長制度の廃止及び水戸地区の住民組織との統合が今後の課題である。 ・簡素で機能的な組織編制に向け、平成22年度に支所見直しの方針を決定し、23年度以降はその方針に基づく段階的な課題の整理を実施する予定である。 ・自主防災組織、滞納整理、交通安全指導、防犯、公害防止対策、飼い犬登録、上下水道受付、保育所入退所、民生委員、包括支援センター、高齢者への支援、市営住宅、会計業務以外は、笠間市と同様に実施。 ・この他、広聴・市民相談、防災無線、地区産業振興、地籍調査、土地区画整理事業、商工業務等は実施。 	①赤塚出張所	課長補佐1名 正職員6名 正職員以外3名	①戸籍届出の受理②戸籍の証明の交付③住民基本台帳④住民票の写しの交付⑤埋火葬及び火葬場の使用の許可⑥印鑑登録⑦自動車臨時運行許可⑧税関係証明の交付⑨国民健康保険被保険者⑩後期高齢者医療被保険者・医療福祉費受給者・介護保険被保険者の資格得喪等の受付⑪国民年金に係る裁定請求等の受付⑫児童手当に係る認定請求書等の受付⑬尿汲み取りの申し込み⑭学齢児童生徒の転入学通知書の交付⑮市税等の収納	
																②常澄出張所	課長補佐1名 正職員3名 正職員以外1名	①戸籍届出の受理②戸籍の証明の交付③住民基本台帳④住民票の写しの交付⑤埋火葬及び火葬場の使用の許可⑥印鑑登録⑦自動車臨時運行許可⑧税関係証明の交付⑨国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者・医療福祉費受給者・介護保険被保険者の資格得喪等の受付⑩国民年金に係る裁定請求等の受付、⑪児童手当に係る認定請求書等の受付⑫尿汲み取りの申し込み⑬学齢児童生徒の転入学通知書の交付⑭市税等の収納⑮無線広報	
																③市民センター(31か所)	課長補佐 正職員31名 (1か所に1人) 正職員以外106名(1か所に3~7人)	①地域コミュニティ活動の自立支援 ②地域福祉活動の支援 ③戸籍の証明の交付 ④住民票の写しの交付 ⑤印鑑登録 ⑥税関係証明の交付 ⑦市税等の収納	
3 日立市	193,832	225.55	H16.11.1	・日立市 ・十王町	編入	日立市	1,534 (一般行政職) 854	支所	①十王支所	-	1 ・課としては置いていない	9	10	6	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の十王支所の他、昭和の合併において5つの支所があり、十王支所と同様の業務を実施。 ・税証明書の発行、原動機付自転車等の標識の交付・廃車手続き、窓口業務全般、県民交通災害共済受付、飼い犬の登録、保育所・包括支援センター・高齢者への支援・敬老事業以外の福祉業務、現金の出納の業務等を実施。 	なし	-	-	
4 土浦市	143,958	122.99	H18.2.20	・土浦市 ・新治村	編入	土浦市	1,054 (一般行政職) 550	支所	①新治支所	課長補佐	0	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・合併当時:2課8名(課長0) ⇒現在:1課3名(課長0) ・窓口業務全般、税証明書の発行、市税等の収納、県民交通災害共済受付のみ実施。 	なし	-	-	
5 古河市	143,962	123.58	H17.9.12	・古河市 ・総和町 ・三和町	新設	総和町	1,000 (一般行政職) 700	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 石岡市	79,582	215.62	H17.10.1	・石岡市 ・八郷町	新設	石岡市	668 (一般行政職) 499	支所	①八郷総合支所	部長 (1)	2 ・総務課 ・市民窓口課	22	25	0	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁付けの職員を支所に貼り付けている。(市民税申告相談・受付、農林業関係、道路・橋梁・河川に関すること) ・総合窓口機能を実施。 ・滞納整理、交通安全指導、ごみ・公害対策、飼い犬登録、上下水道等の各種受付、民生委員児童委員、敬老事業、市営住宅、会計伝票審査業務以外は、笠間市と同様に実施。 	①恋瀬出張所	所長 正職員2名	①出張所の管理運営に関すること ②市税等の収納に関すること ③諸届出の受付、諸証明に関すること	
																②園部出張所	所長 正職員2名		
																③東地区公民館	正職員1名	①自動交付機による証明書交付(印鑑登録証明書、住民票の写し、納税証明書、住民税課税・非課税証明書、所得証明書、軽自動車税車検用納税証明書・住所証明書) ②公民館の自動交付機は、公民館の業務と兼務している。 ③まちかど情報センターは、民間委託している。	
																④城南地区公民館	正職員1名		
																⑤まちかど情報センター	正職員以外1名		

合併後の支所機能一覧(茨城県内事例)

※各市町村の調査基準日は平成21年4月1日現在。但し、常住人口、面積については、H21.1.1現在

自治体名	常住人口	面積	合併期日	合併した市町村	合併方式	本所の位置	職員数	支所の配置方法	支所名	支所長の役職	課長職数	正職員数	合計	非正規職員数	特記事項等 ※業務区分については資料3-2参照	支所等以外のサービス拠点		
																窓口のある施設名	職員数	特記事項(主な業務内容等)
7 下妻市	45,526	80.88	H18.1.1	・下妻市 ・千代川村	編入	下妻市	345 (一般行政職) 258	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 常総市	65,804	123.52	H18.1.1	・水海道市 ・石下町	編入	水海道市	576 (一般行政職) 407	支所	①石下支所	部長 (1)	6 ・庶務課 ・市民生活課 ・保健福祉課 ・会計課分室 ・教育委員会分室 ・農業委員会分室	58	65	4	・平成22年5月1日付で改正。支所という名称は残るが実質的な庁舎方式を採用予定。 ・農業、商工、土木建設部門がないため住民サービスの低下になっている。 ・滞納整理、申告相談受付、有害鳥獣苦情受付、上下水道等の各種受付業務以外は、笠間市と同様に実施。	なし	-	-
9 常陸太田市	57,312	372.01	H16.12.1	・常陸太田市 ・金砂郷村 ・水府村 ・里美村	編入	常陸太田市	689 (一般行政職) 397	支所	①金砂郷支所	-	4 ・総務課 ・市民生活課 ・産業観光課 ・建設課	20	24	0	・支所長は不在。 ・支所の各課は本庁の各部に所属している。 (総務部 金砂郷総務課) ・各支所の産業観光課と建設課を統合し、産業建設課とする見直し予定。 ・支所業務は受付及び支所人員で対応可能なものを基本とする。 ・滞納整理、ゴミの収集、保育所入退所、生活保護相談、包括支援センター、高齢者への支援、敬老事業、市営住宅に関すること、会計伝票審査業務以外は、笠間市と同様に実施。	なし	-	-
									②水府支所	-	4 ・総務課 ・市民生活課 ・産業観光課 ・建設課	21	25	0				
									③里美支所	-	4 ・総務課 ・市民生活課 ・産業観光課 ・建設課	18	22	0				
10 取手市	109,555	69.96	H17.3.28	・取手市 ・藤代町	編入	取手市	969 (一般行政職) 506	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 つくば市	209,388	284.07	H14.11.1	・つくば市 ・茎崎町	編入	つくば市	1,816 (一般行政職) 1,236	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	①筑波窓口センター(筑波庁舎)	室長 正職員7名	①市民課証明書 ②庁舎管理、案内 ③市税等の収納 ④物品の出納及び保管 ⑤文書の收受、配布、発送 ⑥証明書受付⇒主管課へ送付⇒主管課作成の通知書・証明書を交付(税務・国保・福祉・県民交通災害共済・市営住宅・就学・上下水道に関すること) ⑦管理監督者 (窓口センターは、市民窓口課の課内室として位置付けされている。センター長は室長、総括は市民窓口課長になる。)
																②大穂窓口センター(大穂庁舎)	正職員10名	
																③豊里窓口センター(豊里庁舎)	正職員6名	
																④谷田部窓口センター(谷田部庁舎)	正職員16名	
																⑤吉沼出張所(吉沼公民館)	正職員2名	
																⑥栄出張所(栄公民館)	正職員2名	
⑦竹園出張所(竹園公民館)	正職員3名																	
⑧並木出張所(並木公民館)	正職員3名																	
⑨広岡出張所(広岡公民館)	正職員2名																	

合併後の支所機能一覧(茨城県内事例)

※各市町村の調査基準日は平成21年4月1日現在。但し、常住人口、面積については、H21.1.1現在

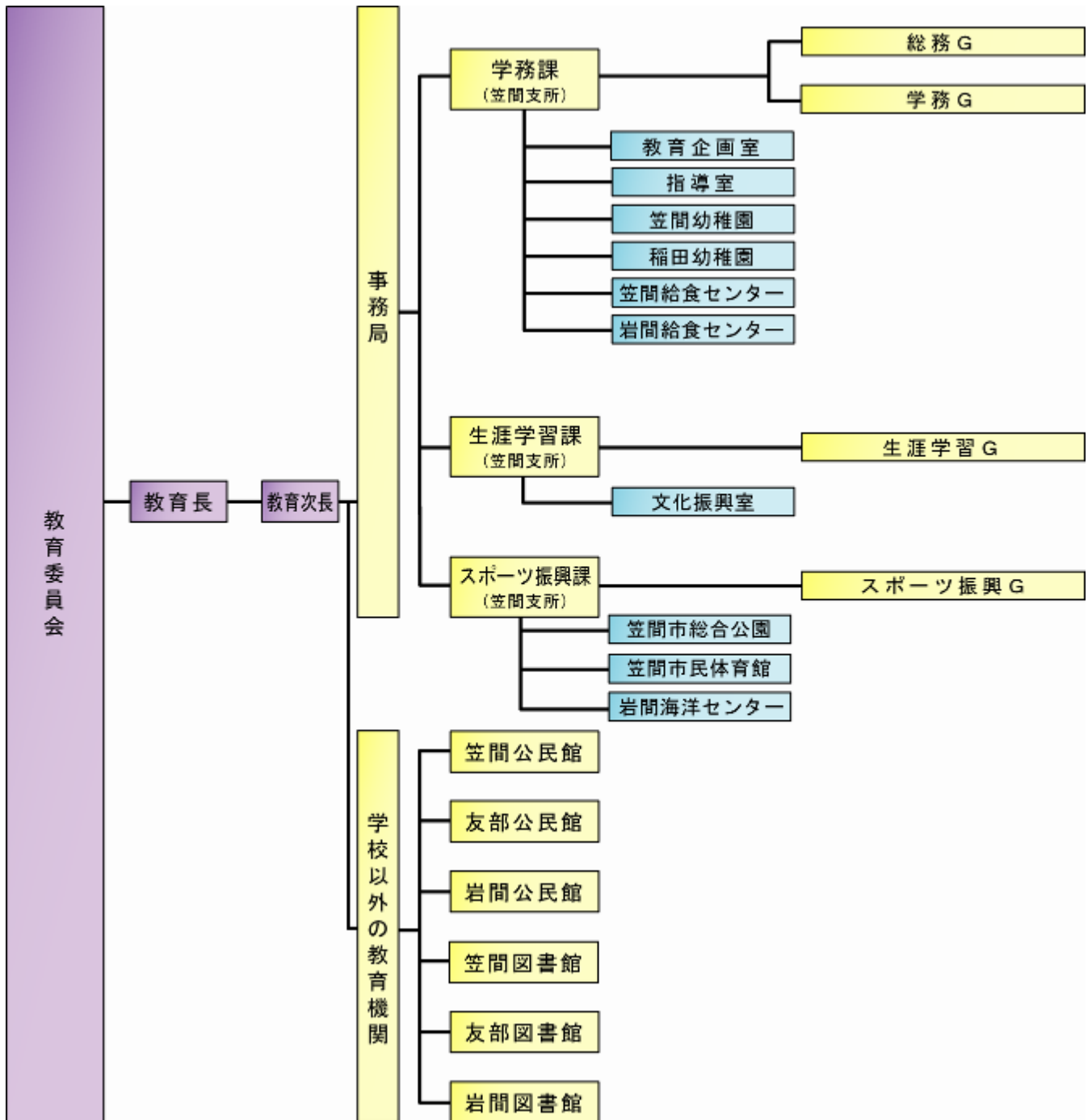
自治体名	常住人口	面積	合併期日	合併した市町村	合併方式	本所の位置	職員数	支所の配置方法	支所名	支所長の役職	課長職数	正職員数	合計	非正規職員数	特記事項等 ※業務区分については資料3-2参照	支所等以外のサービス拠点			
																窓口のある施設名	職員数	特記事項(主な業務内容等)	
12 ひたちなか市	156,066	99.04	H6.11.1	・勝田市 ・那珂湊市	新設	勝田市	1,012 (一般行政職) 590	支所	①那珂湊支所	課長	1 ・課としては置いていない	14	15	6	<ul style="list-style-type: none"> ・15年4月1日、総合支所を支所に見直した。 ・窓口業務のみを行っているため、その他の業務については取次ぎしかできない。 ・今後、施設の老朽化が著しいため、組織のあり方とともに庁舎の有効活用を検討する。 ・選挙事務、情報公開、税務業務全般、窓口業務全般、県民交通災害共済受付、し尿汲み取り受付、日赤、保育所受付、児童手当申請・障害者手帳の申請・補装具申請・介護認定申請受付、道路・橋梁・河川に関する整備・維持管理・相談、市営住宅に関する業務を実施。 	①市毛公民館	館長 (併任で窓口業務) 正職員以外3名 (市民課採用の再任用職員)	・証明書受付(市民課・税務課証明)	
																②前渡公民館	館長 (併任で窓口業務) 正職員以外3名 (市民課採用の再任用職員)	・証明書受付(市民課・税務課証明)	
																③佐野公民館	館長 (併任で窓口業務) 正職員以外3名 (市民課採用の再任用職員)	・証明書受付(市民課・税務課証明)	
13 鹿嶋市	65,469	105.97	H7.9.1	・鹿島町 ・大野村	編入	鹿島町	424 (一般行政職) 302	出張所	大野出張所	課長	1 ・課としては置いていない	6	7	1	<ul style="list-style-type: none"> ・所長が課長である。出張所が課と同等。 ・印鑑証明を除く窓口業務全般。 ・市税等の滞納整理を除く税務業務全般。 ・県民交通災害共済受付、日赤、保育所受付、児童手当申請、障害者手帳の申請、生活保護相談に関する業務を実施。 ・道路、河川、不法投棄、公害防止、有害鳥獣関係は地区要望として整理し担当課へ取り次ぐ。 	なし	—	・H23年4月に出張所、公民館、図書館の複合型施設のオープン予定。	
14 潮来市	30,850	71.41	H13.4.1	・潮来町 ・牛堀町	編入	潮来町	264 (一般行政職) 192		未回答										
15 常陸大宮市	46,017	348.38	H16.10.16	・大宮町 ・山方町 ・美和村 ・緒川村 ・御前山村	編入	大宮町	585 (一般行政職) 449	支所	①山方総合支所	部長 (1)	2 ・市民福祉課 ・経済建設課	26	29	0	<ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センター業務以外は、笠間市と同様に実施。 	なし	—	—	
									②美和総合支所	部長 (1)	2 ・市民福祉課 ・経済建設課	23	26	0					
									③緒川総合支所	部長 (1)	2 ・市民福祉課 ・経済建設課	23	26	0					
									④御前山総合支所	部長 (1)	2 ・市民福祉課 ・経済建設課	23	26	0					
16 那珂市	54,330	97.8	H17.1.21	・那珂町 ・瓜連町	編入	那珂町	495 (一般行政職) 281	支所	①瓜連支所	課長	1 ・課としては置いていない	4	5	0	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数で広範囲な申請・相談等に対応しなければならず、また、地域との密着性も高いため、配置できる職員がある程度限定されてしまう部分がある。 ・窓口業務、滞納整理・申告相談受付を除く税務業務のみ実施。 	なし	—	—	
17 筑西市	109,329	205.35	H17.3.28	・下館市 ・関城町 ・明野町 ・協和町	新設	下館市	999 (一般行政職) 599	支所	①関城支所	理事・部長 (1)	1 ・総合窓口課	23	25	0	<ul style="list-style-type: none"> ・左記は平成22年4月1日現在の職員数である。 ・H22年4月1日付けで支所4課を統一し、総合窓口課とする。 ・現在、下館駅前再開発商業ビルの一部を分庁舎として利用していることから、当該ビルの民間活用と支所機能充実及び周辺活性化を図るために、当該分庁舎行政機能の3支所への移転を進めている。 ・行政区に関すること、税証明書の発行、原動機付き自転車の標識の交付・廃車手続き、窓口業務全般、県民交通災害共済受付、飼い犬登録、包括支援センター・敬老事業以外の福祉業務全般、道路・橋梁・河川に関する整備・維持管理等の業務を実施。 	なし	—	—	
									②明野支所	理事・部長 (1)	1 ・総合窓口課	23	25	0					
									③協和支所	理事・部長 (1)	1 ・総合窓口課	23	25	0					
18 坂東市	56,747	123.18	H17.3.22	・岩井市 ・猿島町	新設	岩井市	457 (一般行政職) 316	分庁舎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※各市町村の調査基準日は平成21年4月1日現在。但し、常住人口、面積については、H21.1.1現在

自治体名	常住人口	面積	合併期日	合併した市町村	合併方式	本所の位置	職員数	支所の配置方法	支所名	支所長の役職	課長職数	正職員数	合計	非正規職員数	特記事項等 ※業務区分については資料3-2参照	支所等以外のサービス拠点			
																窓口のある施設名	職員数	特記事項(主な業務内容等)	
19	稲敷市	47,427	205.78	H17.3.22	・江戸崎町 ・新利根町 ・桜川村 ・東町	新設	江戸崎町	463 (一般行政職) 288	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	かすみがうら市	43,975	156.61	H17.3.28	・霞ヶ浦町 ・千代田町	新設	千代田町	490 (一般行政職) 266	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	桜川市	46,764	179.78	H17.10.1	・岩瀬町 ・真壁町 ・大和村	新設	大和村	452 (一般行政職) 311	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	神栖市	93,864	147.26	H17.8.1	・神栖町 ・波崎町	編入	神栖町	689 (一般行政職) 485	支所	①波崎総合支所	部長(1)	5 ・管理課 ・健康福祉課 ・生活環境課 ・都市整備課 ・産業経済課 ↓ (22.4.1~) 2 ・管理課 ・市民生活課	38 ↓ (22.4.1~) 24	44 ↓ (22.4.1~) 27	5 ↓ (22.4.1~) 7	・組織の簡素・効率化と本庁と支所間の距離(約20km)を背景に、市民サービスのバランス ・支所、出張所、行政サービスコーナーの再編 ・ほぼ南北に細長い地形(約30km)の防災と災害時の対応 ・本庁組織として支所に職員を配置している業務(水道事務所、地域包括支援センター、水産振興室) ・合併以来、毎年見直しを行っている。 ・行政区に関する事、滞納整理・申告の相談受付、交通安全指導、防犯対策、ごみの収集に関する事、不法投棄対策、敬老事業、現金の出納以外は笠間市と同様の業務を実施。この他、都市計画関係業務、開発指導関係業務を実施。	①矢田部出張所 出張所長 正職員4名 ②若松出張所 (公民館兼務) 出張所長 正職員5名 ③矢田部公民館 行政サービスコーナー 館長 正職員4名 ④生涯学習センター 行政サービスコーナー 館長 正職員3名 ⑤うずもコミュニティセンター 行政サービスセンター (図書館兼務) 図書館長 正職員4名 正職員以外5名 ⑥歴史民俗資料館 行政サービスコーナー 館長 正職員4名	・市税、税外収入金の窓口収納 ・諸証明に関する事 ・諸証明に関する事	
23	行方市	38,432	222.38	H17.9.2	・麻生町 ・北浦町 ・玉造町	新設	麻生町	420 (一般行政職) 382	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	鉾田市	50,478	208.18	H17.10.11	・旭村 ・鉾田町 ・大洋村	新設	鉾田町	421 (一般行政職) 284	支所	①旭総合支所	参事(1)	2 ・市民センター ・地籍調査室	23	26	0	・職員の職務の範囲が広い。 ・相談内容によっては、本所の判断を仰がなければならない事例も多い。 ・納税申告相談は本所からの支援(人員の流動)を要する。 ・支所の職員も投票事務に従事するため、本来の業務が手薄になる。 ・職員数削減に伴う影響を受けやすい。 ・滞納整理、上下水道の受付、市営住宅、会計伝票の審査業務以外は、笠間市と同様に実施。	なし	-	-
										②大洋総合支所	参事(1)	2 ・市民センター ・地籍調査室	22	25	0				
25	つくばみらい市	43,029	79.14	H18.3.27	・伊奈町 ・谷和原村	新設	伊奈町	335 (一般行政職) 200	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	小美玉市	52,477	145.03	H18.3.27	・小川町 ・美野里町 ・玉里村	新設	美野里町	542 (一般行政職) 275	分庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	城里町	22,166	161.73	H17.2.1	・常北町 ・桂村 ・七会村	新設	常北町	217 (一般行政職) 124	支所	①桂支所	参事(1)	0 ・庶務グループ ・住民グループ	7	8	1	・支所では最終的な問題解決ができないため、本所で対応することが多い。 ・合併後の住民の理解不足による支所機能の縮小に対する不満が多い。 ・合併後の職員数の急激な削減により、支所の必要性と住民感情との不一致。 ・自主防衛組織、滞納整理、家庭ごみの収集、日赤、生活保護相談、民生委員児童委員、包括支援センター以外は、笠間市と同様に実施。	なし	-	-
										②七会支所	参事(1)	0 ・庶務グループ ・住民グループ	4	5	1				

業務区分	主な業務内容
地域総務業務	①支所庁舎の維持管理 ②行政区に関すること ③自主防災組織 ④地域振興
税務業務	①税証明書の発行 ②原動機付自転車等の標識の交付・廃車手続き ③市税・国保税の滞納整理 ④市税の問合せ ⑤市民税申告相談・受付
窓口業務	①戸籍 ②住民基本台帳 ③印鑑証明 ④住民基本台帳の調製 ⑤埋火葬許可 ⑥国民健康保険 ⑦後期高齢者医療保険の申請受付 ⑧国民年金 ⑨医療福祉費の申請受付
生活支援業務	①交通安全指導 ②県民交通災害共済受付 ③防犯対策 ④家庭ごみの収集 ⑤不法投棄対策 ⑥公害防止対策（騒音・悪臭等の対応） ⑦有害鳥獣苦情受付 ⑧飼い犬の登録 ⑨上下水道等の各種受付
福祉業務	①日赤 ②保育所入退所 ③児童手当 ④障害者手帳の申請受付 ⑤生活保護相談 ⑥補装具等申請受付 ⑦民生委員児童委員 ⑧包括支援センター ⑨高齢者への支援 ⑩敬老事業 ⑪介護保険認定申請受付
農政業務	①農林業振興全般（地区窓口）
道路等整備業務	①道路・橋梁・河川に関する整備・維持管理・相談 ②市営住宅に関すること
会計業務	①現金の出納 ②支出負担行為の確認及び支出命令の審査

教育委員会の組織構成



教育委員会の主な仕事内容

学務課

教育長の秘書事務，教育委員会の後援・共催申請，就園奨励，児童生徒の就学奨励及び援助，学校施設の維持管理，児童生徒の入学及び転校，学校保健，学校安全

・教育企画室

教育施策の企画調整，教育施設の整備計画

・指導室

幼稚園，小・中学校の学習指導等に関する助言指導，教職員の研修

教育相談事業（児童生徒・教育相談活動・不登校児童生徒の援助指導のための適応指導教室），障害のある幼児児童生徒の就学相談

生涯学習課

人権教育，家庭教育，各種講座・教室の開催，青少年の健全育成，成人式の開催，寺子屋事業

・文化振興室

全国こども陶芸展，クールシェヴェール国際音楽アカデミーの開催，文化財・埋蔵文化財の調査・保存，新笠間市史編さん

スポーツ振興課

スポーツ・レクリエーションの振興，体育施設の維持管理，スポーツ教室の開催

公民館

各種講座の開設，施設の貸し出し・文化活動事業

図書館

図書館資料の収集・整理・貸し出し・保存，お話会や上映会等の行事の開催，子育て支援や学校支援事業の実施

歴史民俗資料館

民俗資料の展示

資料：笠間市くらしのガイドブックより抜粋

支所における業務上の課題等（担当課からの主な意見）

福祉部門

○関係する課等

本 所：社会福祉課，子ども福祉課，高齢福祉課
 笠間支所：福祉課
 岩間支所：福祉課

○主な業務

部	課室	主な仕事内容
福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課	地域ケア，日本赤十字社の活動支援，生活保護，障害者自立支援，障害者地域生活支援
	人権同和対策室	人権同和問題に関すること，人権相談
	子ども福祉課	子育て支援，子育て支援センター・放課後児童クラブの運営，児童手当・児童扶養手当の給付，市立保育所の運営・維持管理
	少子化対策室	少子化対策に関する調査・企画・啓発
	保育所 4所	入所児の保育
	高齢福祉課	高齢者への支援・助成（乳製品宅配，生きがい活動，緊急通報システム等），介護支援センター・介護保険の運営
	各支所福祉課	日赤，保育所入退所，児童手当，障害者手帳の申請受付，生活保護相談，補装具等申請受付，民生委員児童委員，包括支援センター，高齢者への支援，敬老事業，介護保険認定申請受付

資料：暮らしのガイドブック

○主な意見・課題及び支所に残すべき機能等

- ・福祉部門は，合併前とほぼ同じ業務を支所で実施している。
- ・全体的な福祉業務の量は，増加している。
- ・窓口業務以外の主な業務は，相談業務が多い。
- ・民生委員，敬老会，遺族会，その他イベント事業の対応がある。イベント事業については，本所一括でも問題はないが，民生委員，高齢者クラブ等は，その地区の人が活動するので，支所で実施したほうが支援がしやすい。
- ・民生委員にはそれぞれ担当地区があって，何かあると民生委員に係わってもらうことが多い。
- ・子ども福祉関係は，相談・受付業務が主である。
- ・児童手当・児童扶養手当については，各支所福祉課で受付・入力まで実施している。
- ・放課後児童クラブの入所関係は，最終的な決定は本所で実施しているが，受付，判定までは各支所福祉課で実施している。
- ・児童のDV関係については，法律ができた関係もあり相談件数はかなり多い。また，1人に対する相談時間も2～3時間程度かかることがある。
- ・笠間地区は，高齢化率が25%に近くなってきており，高齢者のサービス量も増えている。
- ・支所の窓口は，広く浅くの知識である。深い内容になると，本所への電話取り次ぎになり，お客さんが時間待ちするという例がある。

税務部門

○関係する課等

本 所：税務課，納税課

笠間支所：笠間分室

岩間支所：岩間分室

○主な業務

部	課室	主な仕事内容
総務部	税務課	市税の課税・調査，税証明の発行，原動機付自転車等の標識の交付・廃車手続，市民税申告相談・受付
	笠間・岩間分室	税証明の発行，原動機付自転車等の標識の交付・廃車手続，市税・国保税の滞納整理，市税の問合せ，市民税申告相談・受付
	納税課	納税思想普及，市税・国保税収納管理，口座振替，市税・国保税の滞納整理，滞納処分，茨城租税債権管理機構との連携

資料：暮らしのガイドブック

○主な意見・課題及び支所に残すべき機能等

- ・納税課の業務である納税相談等も，税務課分室で実施している。
- ・合併してから，友部地区の方（涸沼川の北側地域）が岩間支所に来ている。岩間支所のほうが近くて混んでいないとのことで，毎年100件（3年連続）取扱い件数が増えている。
- ・証明書の発行だけでは，税務課分室の存在意義はない。人を介さないで自動発行機をつけたほうが効率的である。
- ・相談者の対応が難しい案件については，本所へ向けるようお願いしている。
- ・本所は税務課で税務・資産・納税をやっているが，支所にいたら全部やる。本所に電話をかけて内容を聞いていたら怒られる。税制すべてを分かっている職員の配置が必要。
- ・家庭の事情等で1人でも休まれると，昼食を食べる暇がない。

市民部門

○関係する課等

本 所：市民課，保険年金課
笠間支所：市民窓口課
岩間支所：市民窓口課

○主な業務

部	課室	主な仕事内容
市民生活部	市民課	戸籍・住民異動届の申請受付，各種証明書の交付，埋火葬許可，外国人登録，人口動態調査，住民基本台帳カード申請・交付
	パスポートセンター	パスポートの申請・交付
	各支所市民窓口課	戸籍，住民基本台帳，印鑑証明，住民基本台帳の調整，埋火葬許可，国民健康保険，後期高齢者医療保険の申請受付，国民年金，医療福祉費（マル福）の申請受付
保健衛生部	保険年金課	国民健康保険税，後期高齢者医療保険料，医療費，国民健康保険，後期高齢者医療保険，国民年金，医療福祉費（マル福）

資料：暮らしのガイドブック

○主な意見・課題及び支所に残すべき機能等

【諸証明に関する事務】

- ・住民票，印鑑証明（登録），戸籍関係等諸証明の発行については，各支所市民窓口課で完結している。諸証明の発行であれば，臨時職員でも可能である。
- ・戸籍については，各支所市民窓口課で受付・審査を実施し本所へ送り，本所で戸籍の記載を行っている。
- ・交通弱者やお年寄りの利便性の確保のためには，各支所市民窓口課で申請・交付を行っていくことが望ましい。
- ・窓口夜間延長については，火曜日が岩間支所，水曜日が本所，木曜日が笠間支所で実施しており，本所では休日窓口も実施している。
- ・窓口に来るお年寄りについては，対応に時間がかかる。どういうものが欲しいのかを，話を聞いて判断してあげないとならない。
- ・諸証明の発行だけであれば，グループを超えてもできるし，臨時の方でも出来るのでは。
- ・戸籍関係（養子縁組，婚姻，離婚等）の届出については，専門的な知識が必要になる。
- ・池野辺（笠間地区）の方は，本所（友部地区）を，大古山，住吉，湯崎（友部地区）の方は，岩間支所を利用されている方がかなり増えている。距離が近い所を利用する。

【国民健康保険に関する事務】

- ・国保，年金等の事務については，転入時の一連の作業として実施している。
- ・国民健康保険については，保険証まで各支所市民窓口課で発行するので完結している。
- ・各グループの中は，根拠となる法律，業務が全く異なっている。そのためお互いグループ間を越えて仕事を手伝えるかというとなかなかできないというのが現状である。
- ・グループの人数は，その地区の人口にあった数の職員を配置して欲しい。管理職は少なくなつて合理化になる。
- ・年金・保険の相談件数はかなりある。年金の場合は，相談時間が長い傾向にある。
- ・各支所市民窓口課で受付をして本所で処理するのが効率的ではあるが，仕事の内容によっては食いちがいが出るのでマイナスである。
- ・支所は総合支所となっているが，職員数が減ってくれば今までどおりには行かない。大きく捉えて総合窓口課のようにして，市民窓口，年金，税，生活の担当があるほうが，市民に対してのサービスはできるのではないか。
- ・税務，会計課分室は，2人しかいない状況。1人休んだらいないようなところでやるのでは無理である。1つの総合窓口のような全体が交わっていくというような体制にすべき。

会計部門

○関係する課等

本 所：会計課
笠間支所：笠間分室
岩間支所：岩間分室

○主な業務

部	課室	主な仕事内容
会計課	会計課	現金及び有価証券出納・保管，決算の調整，支出負担行為の確認及び支出命令の審査
	笠間・岩間分室	現金の出納，支出負担行為の確認及び支出命令の審査

資料：暮らしのガイドブック

○主な意見・課題及び支所に残すべき機能等

- ・口座振替，コンビニ収納など，市役所以外で納税する体制が整ってきたが，支所内で収納できる体制は作っておくべき。
- ・まだまだ年配の人は税金を納めるのは役所だと思っている人が結構多いと思われる。
- ・会計課を集約するのは，一般の方にはあまり影響がないことであるので，どちらが効率的であるかで判断すべき。
- ・現金の収納業務は，銀行派出で処理する時間帯が9：30～13：00，14：00～15：30の5時間となっている。残りの時間は，会計課分室で対応している。
- ・現金の収納業務だけでは，お客さんが来ないと仕事にならない。その業務だけの担当というのではなく，いくつもの業務で。

環境部門

○関係する課等

本 所：環境保全課，市民活動課，水道課，下水道課
 笠間支所：生活課
 岩間支所：生活課

○主な業務

部	課室	主な仕事内容
市民生活部	市民活動課	出前講座，公用車貸出，市民憲章，県民交通災害共済，防犯灯，駅前駐車場
	消費生活センター	消費生活相談，消費生活問題等の啓発・普及活動
	環境保全課	家庭ごみの収集，不法投棄対策，公害防止対策（騒音・悪臭等の対応），環境基本計画の推進，有害鳥獣捕獲の実施，飼い犬の登録，上下水道等の各種受付
	各支所生活課	交通安全指導，県民交通災害共済受付，防犯対策，家庭ごみの収集，不法投棄対策，公害防止対策（騒音・悪臭等の対応），有害鳥獣苦情受付，飼い犬の登録，上下水道等の各種受付
上下水道部	水道課	水道の使用・料金，水道水の水質管理，水道施設・水道管の整備・維持管理，受水槽
	下水道課	市街地を対象にした下水道の整備・汚水処理，合併処理浄化槽の設置受付・補助
	農集排推進室	農業集落を対象にした下水道の整備・汚水処理

資料：暮らしのガイドブック

○主な意見・課題及び支所に残すべき機能等

【生活分野に関する事務】

- ・交通，防犯に関しては，支所生活課では予算を持っていないことから，主体的にできる事業はほとんどない。市民活動課で事業を計画し，各支所生活課で各地域の団体が実施する事業に対して支援をしている。
- ・各団体の所管は市民活動課であるが，旧市町単位の分会，支部として残っている。

【環境分野に関する事務】

- ・支所機能を考えた場合，支所でやっている業務のほとんどを本所に集約し，住民に直結する部分（苦情処理，犬猫の死骸処理，粗大ゴミ処理券の販売，コンテナの販売，転入者に対するコンテナの交付等の事務）を各支所で処理すべき。
- ・環境分野では，苦情が多い。苦情（犬猫の死骸処理，悪臭，野焼き）の中では，悪臭が多い。本所と連絡を取りながら進めているが，野焼きはすぐに行って対応しないと，燃やし終わった後では，燃やした，燃やさないという話になるので，トラブルの前になるべく早い時期に指導したほうが良い。

【上下水道に関する事務】

- ・住民の利便性を考え，届出，窓口関係業務を，各支所生活課，本所環境保全課に置いている。
- ・苦情処理については，窓口に来た場合には，直接上下水道の職員に行ってもらって処理してもらうというのが現状。

都市建設部門

○関係する課等

本 所：都市建設課，道路整備課

笠間支所：道路整備課

岩間支所：道路整備課

○主な業務

部	課室	主な仕事内容
都市建設部	都市建設課	特定事業（合併支援事業・合併特例債事業）・補助・単独事業の総合計画，国県事業調整・促進，特定事業・まちづくり交付金事業の実施
	道路整備課	道路・橋梁・河川に関すること
	各支所道路整備課	道路・橋梁・河川に関すること，岩間駅周辺整備事業（岩間支所取り扱い），市営住宅に関すること（笠間支所取り扱い）

資料：暮らしのガイドブック

○主な意見・課題及び支所に残すべき機能等

- ・合併特例債，交付金事業，大きな改良事業等については，本所に集約して実施することも可能。
- ・平成27年度までは，合併特例債事業など大規模な事業があるが，それ以降は，維持管理業務が増えてくる。
- ・市民からの要望，区長からの要望，現地確認等を迅速に対応出来るということを考えると，維持管理部門（年間約300件位対応）は，支所機能として残しておくべき。
- ・窓口・維持管理（緊急時，パトロール等）は，支所に置かないと住民サービスの低下に繋がる。最終的には，支所の総合窓口などで受付し，本所で対応することも可能。
- ・市政懇談会において，道路の申請等について本所と支所で言う事が違うと指摘を受けたことがある。中途半端に統一化するより，本所に一本化したほうが効率的ではないか。
- ・内部の意思決定，決裁等を考えれば，集約して一緒のフロアにいることが結論も早いし，意見のずれも抑えられる。

農政部門

○関係する課等

本 所：農政課
笠間支所：農政課分室
岩間支所：農政課分室

○主な業務

部	課室	主な仕事内容
産業経済部	農政課	水田・畑作の振興，集落農営支援，転作関連補助，農業災害，畜産振興
	農政企画室	農振農用地，グリーンツーリズム（市民農園・クラインガルテン）の推進，認定農業者支援（育成・助成制度）
	笠間・岩間分室	農林業振興全般（地区窓口）

資料：暮らしのガイドブック

○主な意見・課題及び支所に残すべき機能等

- ・市の重点事業（農業）であり，本所の業務量が多いので，各支所分室の職員を本所へ集約したい。
- ・各支所分室の機能は，大半が相談業務である。広く浅くという関係上，ある程度の経験をした人でなければ業務ができない。
- ・農地法4・5条の申請にくる方は，ほとんどが業者である。添付書類は，各分室では取れないため本所へくることになる。
- ・今のような手薄な状態にして各分室を置いたのでは，機能的にもやっていけないので集約したほうがよい。

市民が考えている支所の課題等

○市政懇談会等での質問及び回答

1 市政懇談会（平成18年8月8日）

合併で窓口が分散したことについて

質問

合併によって、教育委員会は笠間支所、農業委員会は岩間支所、上下水道は矢野下と分散されたため、仕事柄、不動産の調査や閲覧が本庁舎だけでは済まなくなりました。以前に比べて効率が悪くなったと思います。

回答

市の機構につきましては持ち帰って内部で検討し、問題の洗い出しに時間をいただきたいと思います。

2 市政懇談会（平成21年7月24日）

支所のあり方について

質問

合併して4年目になるが、先ほどの説明では、予算の赤字もないし、財政的には、県内で中ほどに位置している。ある程度体力があるうちに、支所のあり方について、スリム化が必要だと思う。例えば、中期ビジョンがあるのか、現状の形をどのように変えていくのか。公民館や図書館を利用し、岩間地区で実施したような形をとれないか。

回答

若干支所の課の数を減らしましたが、合併後4年間は、支所を大幅に変えるのは、住民の皆さんにサービス低下のイメージを持たせるので、やらないという方針でやってきました。一方で笠間支所が老朽化し耐震化の問題もありますので、内部組織ですが、今年度、支所のあり方の検討をスタートさせる予定になっています。内部で検討して、外部の意見を聴きながら、さらに組織を縮小するのがいいのかどうか、しっかり議論して、支所のあり方の方向を出していきたいと思います。

笠間市定員適正化計画

平成 19 年 3 月

笠 間 市

目 次 (INDEX)

はじめに	1
1. 職員数の状況 (定員管理調査による)	2
(1)職員数の推移	
(2)部門別職員数の推移	
(3)人口と職員数	
(4)年齢別職員数の状況	
2. 歳出総額と人件費比率	5
3. 定員モデル値と類似団体との比較	5
4. 退職者数の推移	7
5. 各年次別定員管理計画と数値目標	8
6. 定員適正化のための具体的方法	9

参考資料

・ 旧3市町ラスパイレス指数の推移	10
・ 中小部門定員管理診断表 (様式2)	11

はじめに

現在、地方公共団体を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、情報化が進み、また、地方分権の推進等により住民ニーズは以前より高度化、多様化しています。景気回復の明るい兆しがあるといわれているものの、急激な少子高齢化の進展、税収の落込み、地方交付税の削減等による財政の悪化は年々厳しさを増しています。

このような状況の中、本市においても簡素で効率的な行財政運営が求められており、限られた財源、人材をより効果的に活用するため、職員数の純減による人件費削減や人材育成は本市の命題であり、新市がスタートした今、現状を把握した上で必然的に実行されるべきものです。

一方、国・地方を通じた厳しい財政事情のもと、総務省は平成17年3月29日付で「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を策定し、地方自治体に「行政改革推進のための集中改革プラン」の策定を義務づけ、その中で地方公務員数の削減計画として、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの削減率を4.6%以上と設定しています。

また、「基本方針2006」においても、国家公務員の定員純減（5年間で▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことが要請されています。

本市は、平成18年3月19日に合併しており、平成17年4月1日の職員数を基礎とし、平成22年4月1日までの削減目標を、集中改革プランの削減率4.6%及び国家公務員純減計画の削減率5.7%をクリアするものとし、このような流れを踏まえた上で、地方自治法の基本理念に則り、行財政改革の重要な一翼を担う取組みを推進するため、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として定員の純減を断行するとともに、限られた人的資源を有効活用するために、人材育成方針による職員研修を強化し職員の資質向上を図り、人材の有効活用を進めていくことが課題となっています。

定員管理は、即定数削減（職員減）に結びつける様相を呈していますが、実質的にはまったく異なるものであり、地方公共団体の事務事業の効率的遂行のための適正な人員の配置をするものです。

本計画は、今後の定員管理の基本的な指針として、行財政改革大綱及び総合計画との整合を図りつつ、退職者数及び採用者数の見込みを明示するとともに、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げ、策定するものです。

1. 職員数の状況

(1) 職員数の推移（定員管理調査による）

過去5年間の本市の職員数を、総務省の定員管理調査（教育長は除く。）の対象職員数でとらえると、下表のとおり状況となっています。

（ただし、5年前から合併しているものとし3市町及び消防、下水道を加え、この調査の対象となっている教育長は除くこととした。）

平成14年4月1日現在と平成18年4月1日現在を比較すると、総職員数では90人の減員になっていますが、一般行政職では470人前後で推移しています。また、平成17年4月1日現在からは総職員数で21人の減員となっています。

各年度4月1日現在の職員数の推移 （単位：人）

年 度	総職員数	一般行政職	前年増減（総職員）
H14	917	475	—
H15	905	477	△12
H16	886	473	△19
H17	848	466	△38
H18	827	475	△21

一般行政職は、地方自治体が自主的に定員管理に取り組むことのできる総務、税務、土木、民生等の部門です。

(2) 部門別職員数の推移（一般行政部門）

部 門		職 員 数（人）					対前年増減数（人）				
		H14	H15	H16	H17	H18	H14	H15	H16	H17	H18
一 般 行 政	議 会	11	11	11	9	7				△2	△2
	総 務	146	151	157	160	152		5	6	3	△8
	税 務	45	46	45	48	46	△1	1	△1	3	△2
	農林水産	43	46	47	44	41	2	3	1	△3	△3
	商 工	23	17	15	17	21		△6	△2	2	4
	土 木	72	72	69	64	65			△3	△5	1
	民 生	81	82	79	74	90	△5	1	△3	△5	16
政 衛 生	54	52	50	50	53	1	△2	△2		3	
一般行政計		475	477	473	466	475	△3	2	△4	△7	9

部門別職員数の推移（特別行政・公営企業等）

部 門		職 員 数（人）					対前年増減数（人）				
		H14	H15	H16	H17	H18	H14	H15	H16	H17	H18
特別 行政	教 育	152	145	139	136	124		△7	△6	△3	△12
	消 防	149	152	151	128	132		3	△1	△23	4
公 営 企 業 等	病 院	32	28	23	24	26	1	△4	△5	1	2
	水 道	27	26	26	26	18	1	△1			△8
	下水道	40	39	36	33	24		△1	△3	△3	△9
	その他	42	38	38	35	28		△4		△3	△8
部門合計		442	428	413	382	352	2	△14	△15	△31	△30
総 合 計		917	905	886	848	827	△1	△12	△19	△38	△21

定員管理調査（教育長を除く。）により

【一般行政部門】：地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる総務、
税務、土木、民生等の部門

【特別行政部門】：国の法令等により、定員の配置基準が定められている教育及
び消防の部門

【公営企業等】：病院、水道等の公営企業及び下水道、国民健康保険・介護保険
事業等の特別会計の部門

(3) 人口と職員数

各年度4月1日現在の住民基本台帳人口と職員数の推移（単位：人）

年 度	人 口	職員数	職員1人当たり人口
H 1 4	8 2, 6 0 2	9 1 7	9 0
H 1 5	8 2, 3 8 4	9 0 5	9 1
H 1 6	8 2, 3 8 0	8 8 6	9 3
H 1 7	8 2, 1 5 5	8 4 8	9 7
H 1 8	8 1, 1 1 6	8 2 7	9 8

類似団体との職員1人当たり人口の比較ですが、類似団体とは、市区町村を
人口と産業構造を基準にグループ分けしたもので、本市は人口80,000人以上
100,000人未満、産業構造では第2次・第3次産業が85%～95%のグルー
プに分類され、類型F-IIとなります。

類型F－Ⅱの市は県内には無く、関東地方では千葉県成田市、君津市、栃木県栃木市、鹿沼市があり、近県では福島県須賀川市、新潟県新発田市があります。これら類似団体と職員1人当たり人口を比較すると、次の表のようになり本市は100人未満となっています。

職員1人当たり人口 (H17.4.1)

都 市 名	人 口
栃木県栃木市	129人
福島県須賀川市	129人
栃木県鹿沼市	123人
新潟県新発田市	119人
千葉県成田市	102人
千葉県君津市	99人
笠間市	97人

(住民基本台帳人口) / (職員数)

(4) 年齢別職員数の状況 (H18.4.1現在)

職員の年齢構成については、46歳以上の職員が全体の約50%を占め、25歳以下の若年層職員については約4%に留まっています。また、平均年齢は、一般行政職42歳8月、技能労務職50歳1月となっています。

年齢別職員数の状況

単位：人、%

区 分	～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50
一 般 職	1	23	70	94	93	61	81
技能労務職				4	8	11	18
医 療 職			3	7	5	4	3
消 防 職	2	5	18	20	7	15	37
計	3	28	91	125	113	91	139
割 合	0.4	3.4	11.0	15.1	13.7	11.0	16.8

区 分	51～55	56～60	計
一 般 職	126	38	587
技能労務職	18	26	85
医 療 職	1		23
消 防 職	12	16	132
計	157	80	827
割 合	18.9	9.7	100.0

2. 歳出総額と人件費比率

平成16年度普通会計決算における3市町平均人件費率は21.64%で、前年に比べると3市町とも増加しています。また、近隣の類似団体で最も高いのは、千葉県君津市の32.66%で、低いのは新潟県新発田市の18.34%となっています。財政計画との整合を図り、人件費の削減に努めます。

人件費の推移（旧笠間市）

（単位：千円、%）

	H12	H13	H14	H15	H16
歳出総額	10,877,138	10,796,539	10,845,096	10,818,618	9,545,663
人件費	2,288,144	2,308,895	2,284,283	2,178,706	2,157,660
比率	21.04	21.39	21.06	20.14	22.60

人件費の推移（旧友部町）

（単位：千円、%）

	H12	H13	H14	H15	H16
歳出総額	8,598,405	9,399,025	10,088,971	9,392,785	8,944,282
人件費	1,887,207	1,921,914	1,944,726	1,914,498	1,868,133
比率	21.95	20.45	19.28	20.38	20.89

人件費の推移（旧岩間町）

（単位：千円、%）

	H12	H13	H14	H15	H16
歳出総額	5,392,454	5,020,399	4,860,777	5,356,224	5,004,090
人件費	1,187,058	1,206,918	1,097,588	1,054,922	1,071,964
比率	22.01	24.04	22.58	19.70	21.42

3. 定員モデル値と類似団体との比較

ア. 定員管理調査に基づく類似団体別職員数（診断表）

この指標は、毎年実施される地方公共団体定員管理調査の結果に基づき、人口と産業構造を基準に分類したグループごとに普通会計部門の職員数の人口1万人当たりの数値を算出したものです。定員モデルとの相違は、一般行政部門に加えて教育・消防の特別行政部門の数値が示される点と、各部門をさらに細分化している点ですが、人口と産業構造により分類された市の平均値を示しているため、必ずしも自治体の状況に即しているとはいえませんが、修正値を用いることにより、各自治体の状況に近い数値を算出することができます。

イ. 定員モデル

この指標は、一般行政部門の職員数の基準を表したもので、最新の第8次定員モデルは平成15年4月1日を基準としていますが、笠間市はその時点で合併していないため、既に合併したものとして3市町の合算によるものとし、定員管理の基準となる一般行政職員数（試算値）を算定するものです。

定員モデル値と類似団体との比較表(平成18年4月1日現在、単位：人)

区分	部門	笠間市		調整比率	類似団体	定員モデル 試算値	超過数
		部門別職員数			単純平均		
一般行政	議会		7	1.0%	1.0%	201	4
	総務	205	152	22.0%	19.2%		
	税務		46	6.6%	5.9%		
	労働			0.0%	0.2%		
	民生	143	90	12.9%	18.5%	133	10
	衛生		53	7.6%	8.7%		
	農林水産	62	41	5.9%	4.2%	62	0
	商工		21	3.0%	2.0%		
土木	65	65	9.4%	10.7%	72	△7	
計	475			70.4%	468	7	
特別行政	教育	256	124	17.8%	19.0%	—	—
	消防		132	—	—	—	—
公営企業等	病院	26	26	3.7%	0.9%	—	—
	水道	18	18	2.6%	3.5%	—	—
	下水道	24	24	3.5%	2.1%	—	—
	その他	28	28	4.0%	4.1%	—	—
合計		827		100.0%	100.0%		

- ・ 調整比率とは、「(各部門の職員数) / (総職員数－消防部門職員数) ×100」で算出した比率です。また、単純平均とは各類似団体における調整比率の平均値です。
- ・ その他は、各特別会計事業（国民健康保険、介護保険、老人保健）を表します。

4. 退職者数の推移

○ 合併以降の年度内退職者の推移 (単位：人)

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	計
一般事務職	7	8	11	15	19	60
技能労務職	5	5	8	9	6	33
医 療 職	0	0	0	0	1	1
消 防 職	6	5	3	3	4	21
計	18	18	22	27	30	115

平成18年度の退職者は、定年退職・勸奨退職・その他退職の合計で、平成19年以降は定年退職者のみです。

平成18年度退職者内訳

- ・定年退職者 10人
- ・勸奨退職者 6人
- ・その他退職者 2人

※ 「団塊の世代」は、一般的に昭和22年～26年に生まれた者をいう。
(H19～H23の退職者が該当する。)

各年度末における退職者は上表のとおりですが、団塊の世代といわれる職員の退職が始まる平成19年度以降、定年退職者だけでも毎年度30人前後が見込まれます。(特に、平成25年度には定年退職だけで41人が見込まれます。)

このような状況を念頭に入れ、市民の多様化・複雑化する行政需要に対応するという行政の責務を果たすため、採用計画等を考慮した定員適正化が必要となっています。

特に、障害者雇用については、障害者法定雇用率2.1%を念頭に置きながら、障害者採用枠についても推進してまいります。

(参 考) 年度内定年退職者の推移 (単位：人)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	計
一般事務職	21	25	33	28	27	134
技能労務職	5	2	2	3	2	14
医 療 職	0	0	0	0	1	1
消 防 職	0	0	6	2	3	11
計	26	27	41	33	33	160

5. 各年次別定員管理計画と数値目標

区 分	H17		H18		H19		H20	
職 員 数	848		827		809		802	
退 職 者 数		28		18		18		22
採 用 者 数		7		0		11		12
削 減 率		▲21	2.5%	▲18	2.2%	▲ 7	0.9%	▲10

区 分	H21		H22
職 員 数	792		780
退 職 者 数		27	
採 用 者 数		15	
削 減 率	1.3%	▲12	1.5%

※ 職員数は、各年度4月1日基準の職員数です。

平成17年、18年の退職者は実数で、平成19年度以降の退職者は、定年退職者の数値となっています。

○ 数値目標

平成17年4月1日現在、総職員数848人を5年間で68人削減し、平成22年4月1日現在で780人とします。

退職者については定年・勸奨・普通・その他退職とありますが、直接市民の生命、財産に関わる消防職や医療職については基本的に退職者数を補充することとし、一般職については、退職者の約半数の採用に留めて定員の適正化を推進し、採用については、職員の年齢構成にも配慮して進めてまいります。

◎ 数値目標	(平成22年4月1日現在)
総職員数	780人 (純減数68人)
純減率	8.0%

(参 考)

県内各市の集中改革プランにおける職員純減率は、13.1%(鹿嶋市)が最も高く、2.5%(水戸市)が最も低くなっています。茨城県の平均純減率は7.7%です。また、本市と同率に設定しているのは、北茨城市・ひたちなか市・守谷市となっており、茨城県は一般行政部門で10%の削減率を示しているものの、警察部門の増員があり、全体で3.6%となっています。

6. 定員適正化のための具体的方法

(1) 事務の委託、効率化と指定管理者制度の活用

行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るためにも、外部委託の実施が適当な事務事業について、適正な管理監督のもとに、行政責任の確保、住民サービスの向上等が図られることに留意しつつ、積極的に推進していきます。

また、現在直営で管理しているものを含め、すべての公共施設について行政としての関与の必要性や存続すべきかなど検討し、指定管理者制度を活用し効率的な行政運営を推進します。

(2) 人員配置、機構改革の推進（スクラップ・アンド・ビルドの徹底）

多様化し、増大する行政需要に柔軟かつ効率的に対応するため、事務事業については常に見直しを図り、事務量の変化に連動した的確な人員配置、組織機構の見直しを推進します。

(3) 人材育成の推進

人材育成基本方針や研修計画に基づき、職員研修の充実を図り、職員一人ひとりの職務に対する意識改革を図ることで、環境の変化にも創意工夫で柔軟に職務を遂行する人材の育成を図ります。

(4) 新規採用職員の抑制

退職者に対して、職員の配置転換や嘱託・臨時職員等の雇用により、新規採用職員の採用を一部不補充とし、職員数を抑制します。

（嘱託・臨時職員の採用については、事務量等を精査し安易な採用は避ける。）

(5) 事務の省力化

事務のOA化の推進や事務処理方法の見直しを常に積極的に進め、事務改善を図り職員数の削減に努めます。

以上のような取組みにより、地方分権の時代にふさわしい多様で有為な人材を確保することや、採用後の研修等を通じて人材を育成し、適材を適所に配置することは、定員適正化の見地からも大きな効果を発揮するものです。

また、財政面からも厳しい財政状況の中、人件費の削減・抑制に取り組む必要があります。

このようなことから、総合計画、行政改革大綱、集中改革プラン等との整合を図り、強力に本計画を推進するものです。

新 市 ま ち づ ぐ り 計 画

(笠間市・友部町・岩間町合併建設計画)

平成 17 年 3 月

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

はじめに

笠間市、友部町及び岩間町は、内原町、七会村を含めた 5 市町村で、平成 13 年5月に「広域行政研究会」を発足し、合併問題について行政と議会が合同で研究を進めてきました。

この間、各自治体で住民説明会やアンケート調査など独自に住民意向の把握に努め、「笠間市、友部町及び岩間町の 3 市町で合併を推進」することとなり、平成17年2月21日に「笠間市・友部町・岩間町合併協議会」を設置し、新市のまちづくりのための協議を行なってきました。

3 市町は、ほぼ茨城県の中央に位置しており、JR常磐線及びJR水戸線の鉄道、そして常磐自動車道及び北関東自動車道の高速交通体系が確立されており、しかも、首都圏から100Km圏内、水戸市にも隣接していることから、近年住宅団地造成等により都市化が進んでいますし、笠間地区を中心に観光レクリエーション面において県内では代表的地域となっています。

さらに、3 市町は県中央部の都市として発展していくための潜在要素は高く評価されており、後世においても魅力ある都市として輝き続けていくものと確信しています。

以上のように、3 市町は恵まれた環境下で発展を遂げつつ、経済的成長を背景にして社会資本の整備に重点をおき、公共施設の拡充に努めてまいりましたが、近年の少子高齢化や経済の低成長など、社会的背景の変化に対応するために、地方自治体の改革が強く求められているうえに、政府の三位一体を中心とした財政改革推進により、地方財政のいっそうの厳しさが浮き彫りにされました。

このような状況の変化を勘案し、住民福祉サービスの確保、地域発展を期して協議を重ね3市町の合併合意に至りました。

ここに、合併後の新市の基本的なまちづくりの方向を示し、各分野の施策を盛り込んだ「新市まちづくり計画」を策定したところであります。

平成17年 3月

目 次

I	合併の必要性	1
II	新市の概要	3
	1. 位置と地勢	3
	2. 人口と世帯	4
III	新市建設計画の基本方針	6
	1. 計画策定方針	6
	(1) 趣旨	
	(2) 構成	
	(3) 期間	
	(4) 区域	
	2. 新市まちづくりの課題	6
	(1) 地域内の幹線道路網の拡充	
	(2) 恵まれた交通網の活用	
	(3) 福祉環境の充実	
	(4) 自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり	
	(5) バランスのとれた産業の活性化	
	(6) 住民参画のまちづくりの推進	
	(7) 行財政運営の確立	
	3. 新市まちづくりの基本理念	9
	4. 新市の将来像	10
	5. 土地利用構想	11
	(1) 将来人口・世帯	
	(2) 整備・開発の方針	
	(3) 保全の方針	
IV	分野別計画	13
	1. 都市基盤の整備	13
	(1) 幹線道路の整備	
	(2) 景観の整備	

(3) 市街地の整備	
(4) 土地利用	
2. 保健・医療と福祉の充実	15
(1) 保健予防・健康づくりの推進	
(2) 地域福祉の充実	
(3) 高齢者福祉の充実	
(4) 児童福祉・子育て支援の充実	
(5) 障害者（児）福祉の充実	
(6) ひとり親家庭等の福祉の充実	
(7) 低所得者福祉の充実	
3. 生活環境の整備	17
(1) 生活道路の整備	
(2) 防犯体制の強化	
(3) 交通安全体制の充実	
(4) 消防・防災体制の充実	
(5) 公園・緑地・河川の整備	
(6) 上水道の整備	
(7) 生活排水対策	
(8) ごみ対策	
4. 教育文化の充実	20
(1) 幼児教育の充実	
(2) 学校教育の充実	
(3) 生涯学習の推進	
(4) 文化の振興	
(5) スポーツの振興	
(6) 国際交流	
5. 産業の振興	22
(1) 農林業の振興	
(2) 商業の振興	
(3) 工業の振興	
(4) 観光の振興	
6. 住民参画の推進	24
(1) 住民参画の強化	
(2) 地域間交流の支援	

(3) 男女共同参画の推進	
(4) 情報公開の推進	
7. 行財政の効率化	25
(1) 安定した財政運営の確立	
(2) 行財政改革の推進	
(3) 情報化の推進	
V 公共的施設の統合整備	27
1. 庁舎の位置付け	
2. 既存施設の活用	
3. 新たな施設の整備	
VI 財政計画	28

I 合併の必要性

歴史、自然と文化に恵まれ観光資源が豊富な笠間市、JR常磐線を中心として交通網に恵まれた友部町、農業を中心とした発展から工業団地建設により産業的な発展が著しい岩間町、それぞれが地域の特徴を活かし発展を遂げてきました。

3市町の地域にはJR常磐線・水戸線の2線が走り、また常磐自動車道や北関東自動車をはじめとして道路網が発達していることから、商圈や通勤・通学が盛んな生活圏を形成しています。

また、笠間市、友部町及び岩間町で共有する事務組合も多く、生活環境も同一圏を構成しているなか、住民生活を支える行政サービスを構築するとともに、拡大していく住民ニーズに対応するためのまちづくりが必要になっています。

○新たな行政需要への対応

地方分権の進展により、住民に最も身近な自治体である市町村には、行政需要を的確かつ自立的に判断し、サービスの内容や水準を高めていくことが求められています。

特に、地方分権による権限移譲に伴い、さらに新しい分野での専門的な技術や事務事業の増加に伴った行政の対応能力が必要になっています。

また、少子高齢化や情報化の進展、男女共同参画の高まりなどの社会情勢の変化に伴い、行政に対する住民ニーズは複雑・多様化しており、これらの行政需要に的確に対応していくことが求められています。

さらに、政策の企画立案能力を高め、行政課題に対して横断的・総合的に対処していくとともに、専門職員の確保・育成などの行政能力全般の強化が必要になっています。

このため、市町村合併によるスケールメリットを組織体制に反映するとともに、十分な政策執行体制を確保していく必要があります。

○財政基盤の強化

少子高齢化社会の到来により、高齢者の医療や福祉面での行政需要の変容・増大は避けられないものとなっており、対応すべくマンパワーの確保、救急医療体制の拡充、充実した介護サービスの提供が求められています。

また、子育て支援に対する行政支援も質・量の面で緊急の課題となっています。

このように、医療、福祉面での行政需要と支出が増大する中で、新市の財政基盤を強化するという課題を克服するためには、経費節減を始め、行財政改革に取り組んで行かなければなりません。

○地域間競争への対応

今後の自治体のあり方は、住民サービスの質の向上を目指していくばかりでなく、地域内の資源を最大限に活用して地域アイデンティティの確立にも努めていかなければなりません。

また、茨城県の中央部に位置し、JR鉄道や高速道路などの交通網が整備されている優位性を活かし、国や県などが地域内で実施している重点プロジェクトを推進するとともに、新たなプロジェクト事業の誘致に力を入れ、合併効果をまちづくりや行政サービスに反映し、競争力のある自治体の構築を図る必要があります。

【表 1】広域行政の現況

市町名	消防	火葬	介護	ごみ	下水道	し尿
笠間市	◎	◎	○	単独	△	■
友部町	◎	◎	●	▲	△	□
岩間町	◎	◎	●	▲	単独	□

資料：市町村概要

- ◎ 笠間地方広域事務組合
- 笠間地方介護認定審査会
- 友部町岩間町介護認定審査会
- ▲ 友部地方広域環境組合
- △ 友部・笠間広域下水道組合
- 筑北環境衛生組合
- 茨城地方広域環境事務組合

II 新市の概要

1. 位置と地勢

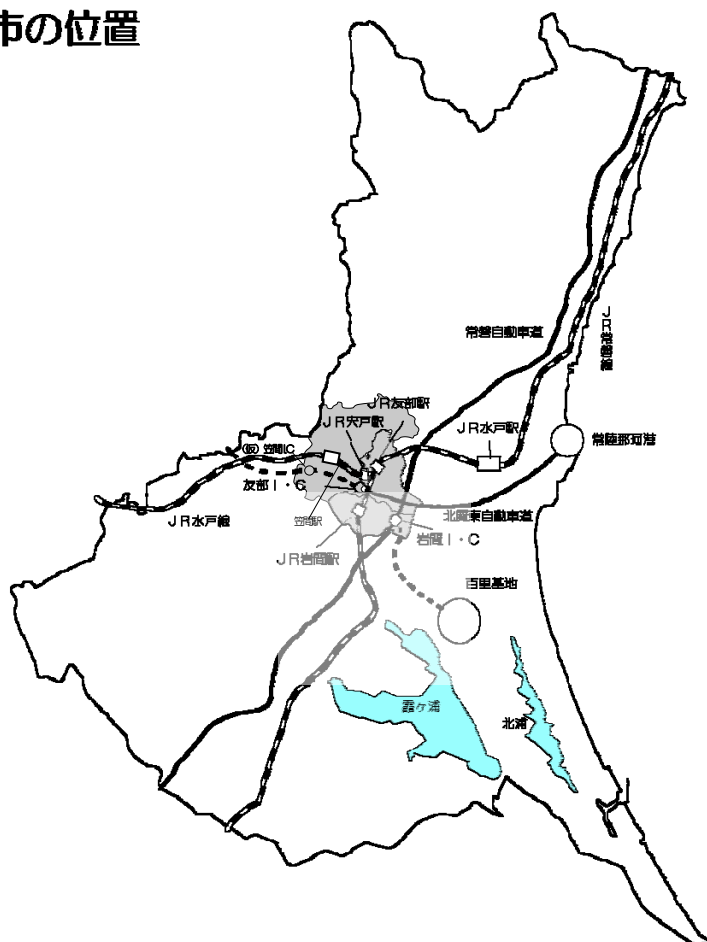
新市は、茨城県の中央部に位置し、首都圏から約100Km、県都水戸市に隣接し、総面積は、240.25Km²（笠間市131.61km²、友部町58.71km²、岩間町49.93km²）となります。

区域は、東西約20km、南北約25kmで構成され、北部は栃木県、西部は岩瀬町に、東部は水戸市、茨城町、南部は八郷町、美野里町に隣接しています。

地勢は、新市の北西部に八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、南西部には愛宕山が位置し、北西部から東南部にかけて、概ね平坦な台地が広がり、本地域の中央を洹沼川が北西部から東部にかけて貫流しています。

気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっています。

新市の位置



2. 人口と世帯

平成12年の国勢調査による3市町の総人口は82,358人（笠間市30,076人、友部町35,557人、岩間町16,725人）で、昭和55年の国勢調査と比較すると9,288人増加しています。

しかし、今後の人口推移は、全国的にも平成19年をピークに減少傾向に転じるものと推測されており、本地域においても伸び率は鈍くなるものと予測されます。

総世帯数は25,911世帯（笠間市9,257世帯、友部町11,534世帯、岩間町5,120世帯）で、昭和55年の国勢調査時と比較すると7,154世帯増加しています。

1世帯あたりの人口の推移は、昭和55年の国勢調査時と比較すると3.90人から平成12年には3.18人に減少しています。今後もこの傾向は続き年々核家族化が進展していくものと予測されます。

階層別人口では、平成12年の年少人口が15.15%、生産年齢人口が66.49%、老年人口が18.36%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると年少人口が減少し老年人口が増加しています。

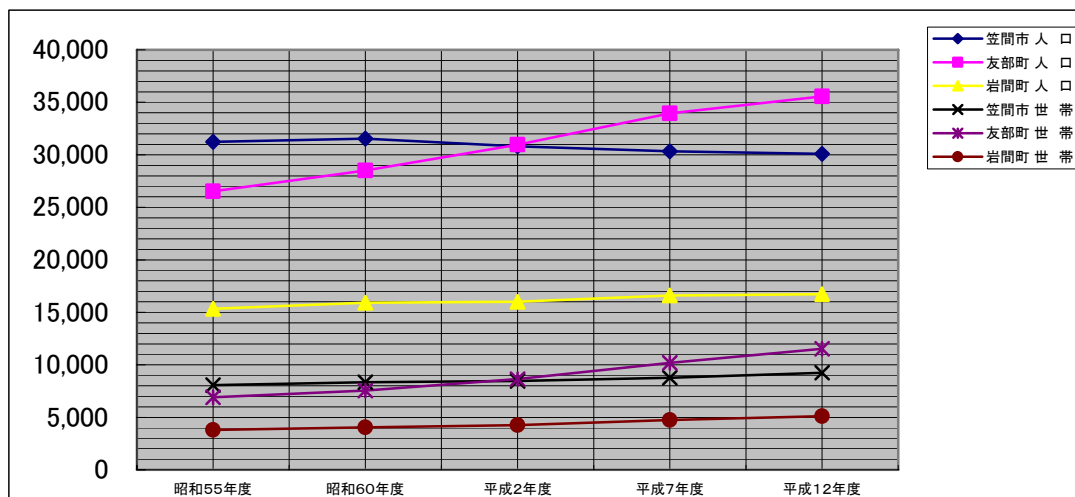
就業人口は、平成12年は第1次産業就業者が8.74%、第2次産業就業者が32.99%、第3次産業就業者が58.00%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると、第1次産業就業者が減少し、第3次産業就業者が増加しています。

【表2】 人口と世帯の推移

（総人口：人，世帯数：世帯）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
総人口	73,070	75,963	77,782	80,903	82,358
世帯数	18,757	19,945	21,358	23,696	25,911
1世帯あたりの人員	3.90	3.81	3.64	3.41	3.18

資料：国勢調査



【表3】年齢3区分別人口の推移

(上段：人，下段：%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
人 口	73, 070	75, 963	77, 782	80, 903	82, 358
構成比	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
年少人口 0~14歳	17, 103	16, 796	15, 036	13, 904	12, 481
構成比	23. 41	22. 11	19. 33	17. 19	15. 15
生産年齢人口 15~64歳	48, 176	50, 445	52, 230	54, 073	54, 757
構成比	65. 93	66. 41	67. 15	66. 83	66. 49
老年人口 65歳以上	7, 740	8, 707	10, 475	12, 926	15, 117
構成比	10. 59	11. 46	13. 47	15. 98	18. 36
年齢不詳	51	15	41	0	3
構成比	0. 07	0. 02	0. 05	0. 0	0. 0

資料：国勢調査

【表4】産業別就業者人口の推移

(上段：人，下段：%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
就 業 者	36, 176	37, 931	39, 322	41, 467	42, 177
(%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
第1次産業	8, 217	7, 090	5, 224	4, 238	3, 685
(%)	22. 71	18. 69	13. 29	10. 22	8. 74
第2次産業	11, 277	12, 339	13, 640	14, 409	13, 910
(%)	31. 18	32. 53	34. 68	34. 75	32. 99
第3次産業	16, 677	18, 471	20, 418	22, 770	24, 462
(%)	46. 10	48. 70	51. 93	54. 91	58. 00
分類不能	5	31	40	50	120
(%)	0. 01	0. 08	0. 10	0. 12	0. 28

資料：国勢調査

Ⅲ 新市建設計画の基本方針

1. 計画策定方針

(1) 趣旨

本計画は、笠間市、友部町及び岩間町が合併して新たに誕生する新市のまちづくりを進めていくための計画とし、新市の発展と住民福祉の向上を図るものとしします。

また、この計画は、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるための前提となるものです。

(2) 構成

本計画は、新市建設の基本構想とそれを具体化するための分野別計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(3) 期間

本計画の期間は、平成17年度から平成27年度までの11カ年計画とします。

(4) 区域

本計画の区域は、3市町の全区域とします。

2. 新市まちづくりの課題

笠間市は歴史、自然、文化芸術に特徴をおき、笠間焼や石材工業の地場産業を加えて観光都市として発展してきました。

友部町は、交通の要所として地理的にも恵まれおり、通勤・通学のための住宅地として発展してきました。

岩間町は、農業の近代化と付加価値のある農産物推奨により、農業経営基盤を拡充するとともに、近年は、工業団地の企業活動を中心に工業生産額が著しく伸びています。

茨城県の中央部に位置し、首都圏にも近く、恵まれた地理的条件をもつ新市が、産業と生活環境のバランスを保ち、また、観光面にも優れた機能を有する都市として、さらに充実、発展していくためには次のような課題解決が必要になります。

(1) 地域内の幹線道路網の拡充

本地域は平坦地が多く、可住地面積が136.7km²（平成16年3月現在県内第3位）と多いことから、地域内の移動は主に自動車に依存している状況ですが、本地域の中心を流れる涸沼川やJR各線などにより、市街地間の交流が分断されているという課題がみられています。

そこで、新市の一体感を醸成する意味でも、各地区の市街地を結ぶ幹線道路を早急に整備する必要があります。

(2) 恵まれた交通網の活用

本地域は、JR常磐線と水戸線、常磐自動車道と北関東自動車道が走り、6駅、2つのインターチェンジを有し、また、新たにインターチェンジが設置される予定になっており、交通の利便性がさらに高まる地域になることから「ひと」・「もの」の交流を活発化させることが、新市の発展を象徴するうえで重要な課題となります。

(3) 福祉環境の充実

本地域は、茨城県立の中央病院・地域がんセンター、友部病院、リハビリテーションセンター及び友部町立国保病院の公立医療機関が設置され、また、民間の一次医療機関が立地し、県内・地域内の開業医と連携した医療分野が拡充されています。

さらに、3市町に設置されている保健センターは、拠点施設として積極的に予防医療の提供に努めているところです。

これらの福祉施設や福祉資源を有機的に結びつけ、安心して子育てができる環境、高齢者が生活しやすい環境を充実し、住民が元気で生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

(4) 自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり

本地域においては、吾国愛宕県立自然公園の吾国山や愛宕山、笠間県立自然公園の佐白山、北山など豊かな自然環境が保たれています。

また、多くの国指定の文化財や史跡を有しており、自然、歴史と文化いずれの面でも恵まれている地域といえます。これら、育まれてきた地域独自の文化は、観光資源としても活用されてきました。

今後とも、これらの地域の特徴は、住民にとって潤いのある生活空間を形成するだけでなく、交流拠点づくりにおいても重要な要素となります。

このようなことから、新市においても地域の特徴を活かし、自然と調和したまちづくりを進める必要があります。

(5) バランスのとれた産業の活性化

本地域は、水戸市を中心とする圏域及びつくば市・土浦市を中心とする圏域に近接しているながら、地域資源の有効活用が不十分で、このため農業や商工業など産業全般のバランスを保ち、観光資源を活用して発展していくまちづくりが求められています。

農業については、特産品の創出や地産地消を推進するとともに、近代化や付加価値の高い経営を促進するなど、経営基盤の強化と競争力のある農産物を生産していく必要があります。

商業については、既存の商店街、商業者にとって厳しい環境となっていることから、特徴を活かして差別化を図るなど、地域や商品流通の商業形態に柔軟に対応していく必要があります。

工業については、地理的優位性や恵まれた交通網を活用して、企業の経営拡大や新規の企業が立地しやすい環境を整えるなど、産業基盤を強化するとともに、地場産業を育成していくことが必要になります。

(6) 住民参画のまちづくりの推進

新市のまちづくりを進めていくため、3市町の住民の一体感を早期に醸成しながら、施策を積極的に展開していくことが最も重要になります。

このため、住民意向を反映した施策の展開を図るとともに、地域のボランティア団体など様々な団体と連携・協力しながら住民参加型のまちづくりを進めていくことが必要になります。

(7) 行財政運営の確立

社会環境の変化により、住民ニーズは多様化の一途をたどるなか、きめ細かな施策の提供は難しい状況になっています。

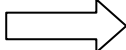
新市では、早期に効率的な組織体制を確立し、職員の政策能力や専門性を高めるなど、行政サービスの向上を図るとともに、効率的な財政運営を行い、併せて合併効果を反映させ、安定する財政基盤の確立を図る必要があります。

3. 新市まちづくりの基本理念

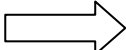
- 茨城県の中央部に位置し、鉄道や高速道路など高速交通網が発達している地理的優位性を十分に発揮し、新市が21世紀にふさわしい陸・海・空を結ぶ地域となるまちづくりを進めます。

 地理的・交通優位性を活かしたまちづくり

- 少子高齢化社会に対応した、保健・医療、福祉の充実に努めるとともに、防犯・防災体制を充実し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

 住民が安心して暮らせるまちづくり

- 自然に恵まれ育んできた歴史や文化を活かし、交流拠点となるまちづくりを進めます。

 環境に恵まれた交流拠点づくり

- 住民の一体感が早期に醸成され、住民が主体となって取り組むまちづくりを進めます。

 住民協働のまちづくり

- 広域化・複雑多様化する行政需要に対応できる行財政の基盤強化に努めます。

 行財政の基盤強化

4. 新市の将来像

新市を建設していくため、まちづくりの基本理念をもとに、いままで以上に行政と住民のパートナーシップを強め、相互理解のもと、地理的優位性を活かした「笠間市」を築いていくことが必要になります。

新市の重点ビジョン及び将来像を次のとおり定めるものとします。

【新市まちづくりの重点ビジョン】

- ・ 恵まれた交通基盤を活かしたまちづくり

【新市の将来像】

- ・ 住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市

この将来像は、茨城県の中央部に位置する地理的優位性を最大限に発揮し「陸」（恵まれた鉄道、高速道路網）・「海」（常陸那珂港を結ぶ北関東自動車道）・「空」（百里飛行場を結ぶ道路）を結ぶ地域として、これまで育んだ文化や伝統を活かし、住みよい環境づくりに努め、情報発信に力を入れたまちづくりを目指すものです。

5. 土地利用構想

新市は平坦な地形が広がる地域となっていることから、JR鉄道網や高速自動車道、国道及び県道など広域幹線道路を中心として道路網が整備されてきました。

友部地区では宅地開発が進み、笠間地区では商業の集積化が図られ、岩間地区では工業団地が整備され、地域の特長を活かした土地利用が行われてきました。

このような経過を踏まえ、今後の土地利用についても、3市町がすでに策定している都市計画マスタープラン等を活用し、開発及び保全のバランスを十分考慮して、民間活力と連携しながら進めていきます。

(1) 将来人口・世帯

新市の将来人口については、少子高齢化や過去の人口構成等の変化を踏まえ、10年後は約84,000人と想定しています。

年齢階層区分については、今後も高齢化がこの地域においても進むことから、年少人口（0～14歳）約12.9%、生産年齢人口（15～64歳）約61.2%、老年人口（65歳以上）約25.9%と見込みます。

世帯の構成についても核家族化が進むものと想定します。

(2) 整備・開発の方針

新市では、笠間地区上加賀田地内の北関東自動車道拠点整備事業、友部地区北川根地内の総合流通センター整備事業、岩間地区常磐自動車道岩間IC周辺の開発事業など、開発予定地域が存在し、これからも環境保全に注意し、民間活力等を活かして整備を進めます。

都市施設については、新市の一体感を早期に醸成する広域交通網を整備するとともに、観光資源のアクセスを強化するなど、地域が安定して発展できるよう配慮するものとしします。

(3) 保全の方針

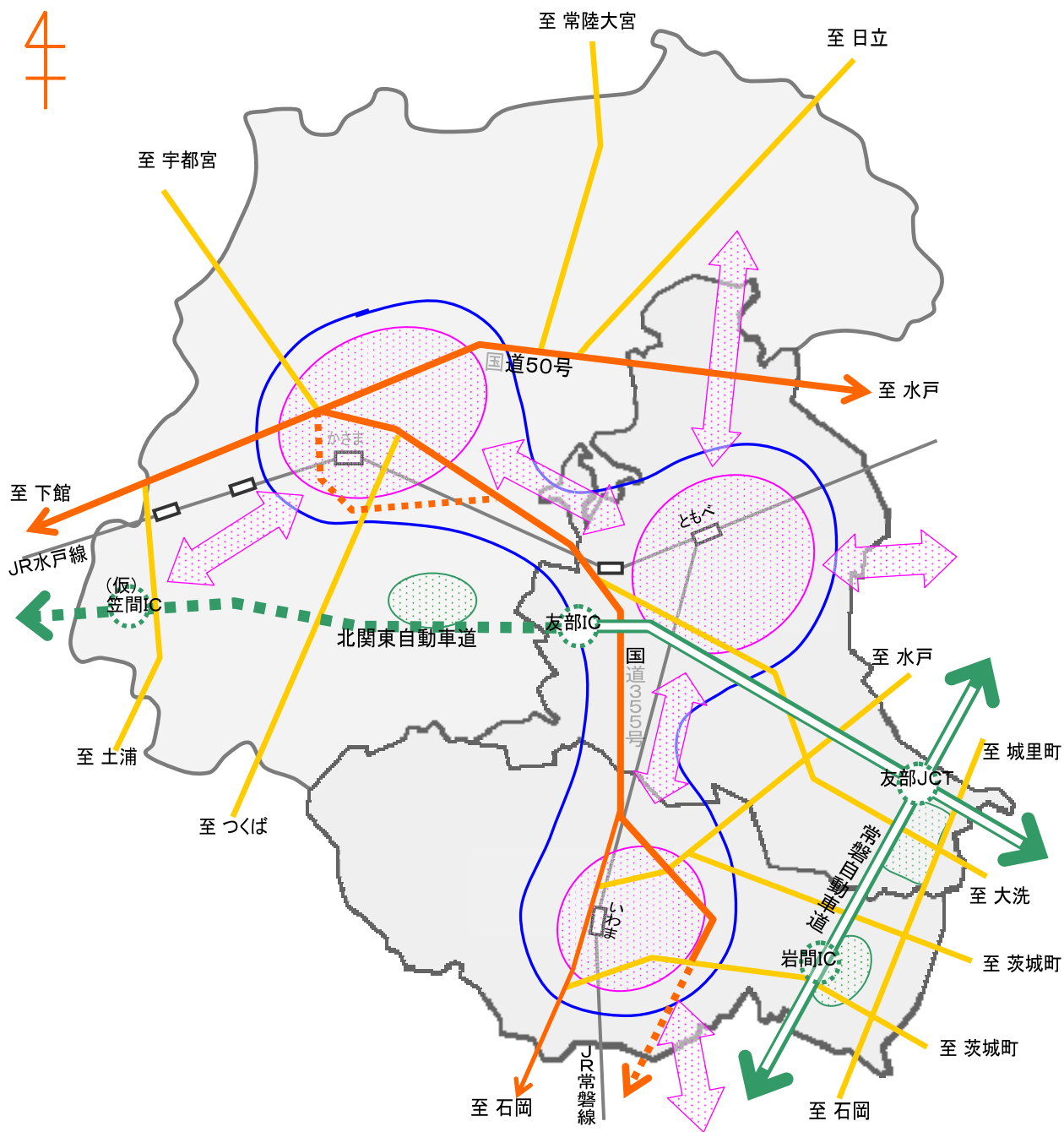
本地域は、吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域に代表されるように、自然環境に恵まれた地域となっており、また、全域的に農地が保全されるなど豊かな自然環境が残されています。これらは観光レクリエーション面でも優位な要素となっていることから、今後とも自然環境の保全に努めるものとしします。

【表5】地目別土地利用

(面積：㎡， 構成比：%)

	田	畑	宅地	山林・原野	その他	計
面積	29,424	35,661	21,263	90,156	63,746	240,250
構成比	12.2	14.8	8.9	37.5	26.6	100.0

土地利用構想図



凡 例			
	高速道路		市街地
	国 道		市街地の連携
	主要地方道		
	鉄 道		

IV 分野別計画

新市のまちづくりを効果的に進め「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」実現のため、分野別の施策を次のように展開していくものとします。

1. 都市基盤の整備

【基本方向】

新市のもつ地理的優位性を活かしたまちづくりを進めるため、広域幹線道路と地域内の幹線道路を整備し、地域の一体化を容易にするなど、合併効果を高めるものとします。

また、既に着手している駅周辺整備については引き続き推進するとともに、地域内の均衡ある発展を図る市街地整備を進め、その際にユニバーサルデザインの理念を反映し、人にやさしいまちづくりに努めます。

(1) 幹線道路の整備

- 新市発展の基盤となる、北関東自動車道及び国道50号や国道355号バイパス等の都市施設の早期整備を促進します。
- 国道、主要地方道及び一般県道については、新市内外の連携強化や一体的なコミュニティ形成を図る重要な広域幹線道路として整備を促進します。
- 新市の一体感を醸成し合併効果を高めるために、各地区の市街地を結ぶ幹線道路を整備します。

(2) 景観の整備

- 地域の歴史・文化を活かすため、歴史的な建造物保存や町並み景観の整備に努めます。
- 新市の一体化を図り、来訪者への安らぎを提供するため、公共施設等のサイン計画を推進します。

(3) 市街地の整備

- 交通の利便をさらに高めるため、駅周辺の整備を推進します。
- 均衡ある発展のため、区画整理事業等市街地整備を進めます。

(4) 土地利用

- 国土利用計画に基づき、整備、開発及び保全のバランスに配慮した土地利用を進めます。
- 市街地に隣接する畜産試験場跡地など、大規模公有地（県有地）について、新市のまちづくりに活用すべく茨城県とともに検討します。

- 友部地区の総合流通センター整備事業や笠間地区の北関東自動車道拠点整備事業を促進します。

【主な事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線市道の整備 ● 都市計画道路の整備 ● 橋梁整備・架け替え事業
景観の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的な町並みづくりの推進 ● サイン計画の推進
市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺の整備 ● 土地区画整理事業の推進
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープランの策定 ● 都市計画図の作成 ● 大規模公有地活用のための協議 ● 総合流通センターの整備促進 ● 北関東自動車道拠点の整備促進

【国・県事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道355号のバイパス整備 ● 主要地方道宇都宮笠間線の整備 ● 主要地方道日立笠間線の整備 ● 主要地方道土浦笠間線の整備 ● 主要地方道大洗友部線のバイパス整備 ● 都市計画道路宿大沢線の整備 ● 主要地方道水戸岩間線の整備 ● 一般県道平友部停車場線の整備 ● 一般県道上吉影岩間線のバイパス整備

2. 保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

少子高齢化社会が進展していくなかで、次世代育成支援施策や高齢者の生きがい対策を強化するとともに、多様化している住民ニーズに対応する施策展開を図り、地域の特性を活かして、活力ある地域を育てていくものとします。

特に、友部地区では医療、福祉施設が整備されており、これらの施設の活用と連携を図ります。

(1) 保健予防・健康づくりの推進

- 各地域にある保健センターを核として、住民が健康で生活できる健康増進策を強化します。

また、健康づくりの施策を計画的に進めるため「健康日本21市町村計画」を策定します。

- 医療ニーズの多様化、高度化に対応した総合的な地域医療提供体制確立のため、医療機関相互の機能分担、連携強化や医療環境の整備を推進するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

(2) 地域福祉の充実

- 地域福祉活動の基本となる新市の「地域福祉計画」を策定します。
- 地域福祉活動の中心的役割を担う、社会福祉協議会の活動を支援・強化します。
- 合併に伴う行政区域の広域化に対応し、交通弱者が利用しやすい福祉バス等の運行区域の拡大を検討します。

(3) 高齢者福祉の充実

- 高齢者福祉施設の整備など介護サービス提供体制の充実やサービス内容の向上を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 高齢者が要介護にならず自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援の提供を行います。
- 高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもって生活が送れるよう、シルバー人材センターや高齢者クラブ等への支援を行います。

(4) 児童福祉・子育て支援の充実

- 3市町が策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、計画的かつ総合的な子育て支援施策を推進します。
- 公立保育所と私立保育所の連携を図り、保育内容の充実を図ります。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりを進め、共働き世帯への支援となる、放課後児童クラブや子育てサポート事業を充実します。

(5) 障害者（児）福祉の充実

- 障害者（児）の社会参加を促進するため、障害者の就労支援と在宅サービスの充実を図ります。
- 障害者支援費制度に基づくサービスの充実や利用促進を図ります。
- 障害者福祉施設や相談体制の充実を図るとともに、障害者（児）福祉団体の支援を進めます。

(6) ひとり親家庭等の福祉の充実

- ひとり親家庭や父母のいない児童などが安心して生活できるよう、生活や子育てに対する不安を解消するとともに相談・指導体制の充実に努めるなど、生活安定と自立を促します。

(7) 低所得者福祉の充実

- 就労や社会参加等を促し、対象者の自立を支援するとともに、相談体制を充実させるなど精神的な支援を行います。

【主な事業】

項 目	事 業
保健予防・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">● 健康日本21市町村計画の策定● 健康推進事業の実施● 医療福祉費支給制度の充実（未就学児童）● 母子保健事業の推進
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉計画の策定● 社会福祉協議会の支援● 地域ケアシステムの推進
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">● 福祉バス等の運行● 在宅支援センターへの支援● 介護予防事業の推進
児童福祉・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 次世代育成支援行動計画の実施
障害者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障害者基本計画の策定● 障害者支援制度の充実
ひとり親家庭等の福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">● 相談・指導体制の充実
低所得者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">● 支援・相談体制の充実

3. 生活環境の整備

【基本方向】

生活の快適性を実現し、住み良いまちを目指していくため、生活道路の整備、防犯・防災対策、交通安全対策及び生活排水対策等を推進し、自然と調和する環境を維持するものとします。

また、生活環境づくりには一人ひとりの住民が重要な役割を担うことから、自然環境等について住民の意識高揚を図ります。

さらに、消費者トラブルが増加していることから、消費者啓発、相談の実施に努めます。

(1) 生活道路の整備

- 市内の生活道路は、幹線道路の整備に併せて計画的に整備を進めます。
- 歩行者・自転車が安全に通行できる歩車道を分離した道路の整備を進めます。

(2) 防犯体制の強化

- 防犯灯等の整備に努めるほか、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。
- 警察・防犯団体・地域と連携して、日頃からの防犯対策の推進、防犯意識の啓発を図ります。
- 安心して安全な教育環境・子育て環境を築くため、幼稚園や保育所及び小中学校等の警備体制と安心できる通学環境の整備に努めます。

(3) 交通安全体制の充実

- 交通安全施設等の整備に努めるほか、安全な交通環境を整備します。
- 警察、交通関係団体、地域と連携して、日頃からの交通安全対策の推進、交通安全意識のPRを図ります。

(4) 消防・防災体制の充実

- 防災計画等に基づき、防災設備や防災活動拠点を確保し、防災体制の強化・消防器具の充実を図り、併せて避難所を確保し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 常設消防と非常設消防団の連携を強化し、消防体制の充実を図ります。

(5) 公園・緑地・河川の整備

- 生活を豊かにするため、都市公園整備を進めます。
- 吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園や野口池自然環境保全地域など、新市の自然環境の保全に努めます。
- 新市の中心部を、北部から南東部に貫流する涸沼川について、安全性と快適性を確保した治水事業を推進するとともに、市民の憩いの場として有効活用を図り

ます。

(6) 上水道の整備

- 「安全でおいしい水」を安定的に供給するため、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の一元的管理を図るものとします。
- 老朽施設の整備改善を進めるとともに、未加入世帯の解消を図ります。

(7) 生活排水対策

- 一部事務組合と町単独で進めてきた公共下水道事業について、組織を一本化することによって、より効率的な事業運営を図ります。
- 快適で住みよい環境づくりと公共用水域の水質の保全を図るため「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業により効率的な生活排水対策を行ないます。

(8) ごみ対策

- 友部・岩間地区のごみについては、友部地方環境組合で処理し、笠間地区については委託しておりますが、今後は新たに供用となるエコフロンティアとの連携を図ります。
- ごみに対しては、減量が最大の効果であることを基本として、3Rの意識を徹底します。

※3R：reduce（減量）、reuse（再利用）、recycle（循環）

【主な事業】

項 目	事 業
生活道路の整備	● 生活道路の整備
防犯体制の強化	● 防犯灯設置事業 ● 学校、幼稚園、保育所の安全警備事業
交通安全体制の充 実	● 交通安全啓発事業 ● 交通安全施設整備事業
消防・防災体制の 充実	● 消防車両等整備・更新 ● 消防水利（消火栓・貯水槽）の整備
公園・緑地・河川 の整備	● 都市公園の整備 ● 緑の基本計画策定
上水道の整備	● 上水道事業 ● 施設の維持管理及び一元化
生活排水対策	● 公共下水道事業 ● 農業集落排水事業 ● 合併処理浄化槽設置の推進
ごみ対策	● 3Rの推進 ● 生ごみの容器（堆肥化）補助事業

【国・県事業】

項 目	事 業
公園・緑地・河川 の整備	● 笠間芸術の森公園整備事業 ● 湫沼川河川改修事業

4. 教育文化の充実

【基本方向】

地域社会づくりのためには、次世代を担う人材の育成は重要であり、学習の場となる幼稚園・小中学校の教育環境を整えるものとします。

また、住民の学習意欲を満たし、文化やスポーツ振興を図るため、各種施設の機能を高め有効活用を図ります。

(1) 幼児教育の充実

- 少子化現象を考慮し、新市では公立幼稚園と私立幼稚園の連携をさらに強化します。

(2) 学校教育の充実

- 小学校と中学校の一貫性を図るため、継続性のある教育環境の整備を推進します。
- 義務教育施設について、建築経過等を踏まえ、新築又は改築を計画的に実施します。
- 学校敷地内や登下校時の防犯対策及び安全対策を強化します。

(3) 生涯学習の推進

- 中央公民館など、地域に整備されている生涯学習施設の連携や有効活用を図るとともに、開設講座等の充実を図ります。
- 3市町に設置されている図書館の連携を図り、図書検索システムを導入するなどサービスの充実を図ります。

(4) 文化の振興

- 有形・無形の文化財をはじめ、伝統ある行事・祭事・遊び・工芸・伝承など身近な生活文化、地域文化を積極的に保護し広く内外に発信します。
- 新市には、芸術の森公園、芸術の村、日動美術館など優れた芸術文化施設が設置されており、これらの施設から広域的視点で、新たな芸術文化創造の芽を育てるとともに、国際的な視野に立つ芸術文化を振興し、地域のブランド力を高めるものとします。

(5) スポーツの振興

- 笠間地区総合公園をはじめ、各地域に整備された既存施設を中心として、学校施設なども活用したスポーツの振興を図ります。
- 施設利用予約システムについて、その利用促進を図ります。
- 気軽に親しめる機会の拡大のため、スポーツイベントの充実や関係団体の育成、

支援を図り、スポーツ少年団等の交流を促進します。

(6) 国際交流

- 国際交流協会などの組織を軸に、市民や企業と連携し、交流事業を活発化します。
- 国際理解の意識高揚のための環境づくりを、学校教育や高度情報利用（インターネットなど）を通じて進めます。

【主な事業】

項目	事業
幼児教育の充実	● 就園奨励費による助成
学校教育の充実	● 小・中学校施設の耐震化及び改修事業 ● 給食施設の充実 ● 情報教育（コンピュータ）の充実 ● 地域の特色を生かした教材の作成
生涯学習の推進	● 公民館活動の支援 ● 図書館の書籍検索システムのネットワーク化
文化の振興	● 市民文化祭の充実 ● 国際陶芸イベント開催
スポーツ振興	● 各種イベントの開催 ● スポーツ施設予約システムの利用促進
国際交流	● 国際交流協会への支援

5. 産業の振興

【基本方向】

新市は、新規の企業を誘致するとともに地域内での既存産業を育成するなど、企業集積の拡大を図り、地域の活性化と雇用の促進を図るものとします。また地域ブランドを活用して農産物振興に結び付けるものとします。

(1) 農林業の振興

- 友部・岩間地区の栗を中心とした果樹栽培、菊をはじめ付加価値のついた花卉栽培については、観光業との連携により新たな産業の視点での展開を図ります。
- クラインガルテン（笠間地区・本戸）を中心として、農村と都市住民の交流を推進します。
- 地産地消型の農業を進めることにより、生産者と消費者の連帯感が生まれ、安心できる農産物の生産と安定的な農業振興を図ります。
- 土地改良事業の推進により生産基盤を確立します。
- 農業集落排水事業の推進を図り、農村の生活環境の改善に努めます。
- 畜産糞尿の処理施設や農業集落排水汚泥処理施設の整備に努め、汚泥などを肥料として、農地への還元を図り循環型農業を進めます。
- 林業振興のために支援を行います。

(2) 商業の振興

- 自治金融、振興金融制度の活用を推進するなど、事業者の経営を支援します。
- 既存商店街に対しては、中心市街地活性化基本計画に基づいて支援します。
- 地域商業拠点と連携したまちづくりを進めます。

(3) 工業の振興

- 恵まれた道路網や地理的な好条件を活かして、企業誘致を積極的に推進します。
- 物流機能の高度化を図るため、新市の立地条件を活かせる総合流通センターの整備を促進します。
- 石材工業、窯業を中心に、特徴ある地場産業の育成、支援を行いません。

(4) 観光の振興

- 地域内の観光のネットワーク化を図ります。
- 吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域など、恵まれた自然環境を観光レクリエーション面での活用を図ります。
- クラインガルテンを核として、グリーンツーリズムに取り組み、新たな視点からの観光振興を進めます。

- 既存の観光イベントを継続・発展させていきます。
- ブランド力のある域内の果樹や花卉を観光に活用します。
- 市内外の交流人口の拡大を図るなど、マンパワーを活用したまちづくりを進めるとともに、「笠間ファンクラブ」のPRによりリピーターの拡大を図ります。

【主な事業】

項 目	事 業
農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光業との異業種交流推進 ● グリーンツーリズムの推進 ● 土地改良事業の推進 ● 地産地消型農業の推進 ● 循環型農業の推進
商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 振興金融、自治金融制度活用促進 ● 中心市街地活性化事業の支援
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致の推進 ● 総合流通センターの整備促進 ● 地場産材の活用
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光のネットワーク化 ● グリーンツーリズムの推進 ● イベントの推進、支援 ● 笠間ファンクラブの推進

6. 住民参画の推進

【基本方向】

活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社会の醸成に努めるものとします。

特に、実践されている「住民との協働」をさらに発展させます。

(1) 住民参画の強化

- 住民参画を促すために、新市の住民の一体化を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 笠間地区の「まちづくり教室」、友部地区の「友部学」が住民参画の牽引となっていることから、これらの住民参画活動の芽を引き続き拡大発展させます。
また、各地域で育んできた、住民活動を大切に生かします。

(2) 地域間交流の支援

- 新市の一体感を醸成するため、スポーツや文化面でのイベントを積極的に開催します。

(3) 男女共同参画の推進

- 一人ひとりの違いを認め、互いの人権を尊重しながら家庭、地域、学校等で、男女共同参画意識を普及させます。
- 男女共同参画によるまちづくり推進のため、あらゆる分野での女性の参加を積極的に推進します。

(4) 情報公開の推進

- 住民参画を進めるうえで、行政と住民が情報を共有することは重要な要件となっていることから、積極的に情報を公開します。

【主な施策】

項 目	事 業
住民参画の強化	● まちづくり活動の推進
地域間交流の支援	● 新市が一体となって行うイベントの開催
男女共同参画の推進	● 新市男女共同参画基本計画の策定
情報公開の推進	● パブリックコメントの充実 ● 情報公開の推進

7. 行財政の効率化

【基本方向】

地方分権社会や多様化する行政ニーズに対応し、潤いのある市民生活をサポートできる行政サービスを提供していくとともに、合併の効果を組織や財政基盤に反映させ、県央地域の拠点となる自治体を構築していくものとします。

(1) 安定した財政運営の確立

- 経済状況が厳しさを増すなか、各施策や事業の緊急性、必要性を評価し、合併特例債を新市の一体感醸成と地域間の格差解消に活用します。
- コスト意識の徹底、重複投資等の回避など、支出の抑制、経費節減を徹底します。
- 公共施設等の統廃合などにより、重複施設の維持管理経費を抑制するなど、効率的な財政運営を行います。

(2) 行政改革の推進

- これまで3市町で進めてきた行政改革を、合併を契機にさらに推進し、職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し（事務事業評価制度等）民間委託や民間資金の活用（PFI）等に取り組み、得られた効果を専門職の配置や組織づくりに活かします。
- 住民サービスの向上を図るため、本庁舎、支所ともワンストップサービスに努めます。

(3) 情報化の推進

- 効率的な行政運営や窓口サービスなど、住民サービスの利便性の向上を図るため、各庁舎や公共施設のネットワーク化や各種申請・届け出等の電子化などを進め、電子自治体の実現を図ります。
- IT社会の進展に対応した利便性の高い社会づくりを図るため、地域格差のない高速大容量通信網の利用環境の整備に努めます。

【主な事業】

項 目	事 業
安定した財政運営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金の見直し ● 公共工事のコスト削減
行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政改革大綱の策定 ● 定員適正化計画の策定 ● 職員給与の適正化 ● 庁舎（本庁及び支所等）の改修 ● 新市総合計画の策定 ● ワンストップサービスの導入
情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● IT化の推進（情報システムの統一） ● セキュリティ、情報管理の徹底

V 公共的施設の統合整備

公共施設の統廃合については、既存施設が住民生活に直結していることから、住民に与える影響を十分考慮したうえで、維持・管理面での経費節減、地域間の格差を解消することを念頭においての運営とします。

1. 庁舎の位置付け

庁舎については、現在の友部町庁舎を本庁とし、笠間市庁舎、岩間町庁舎は総合的な機能を持つ支所とします。

行政改革の推進を視野に、庁舎の増改築については最小限とします。

2. 既存施設の活用

既存施設については、効率的な行政運営を推進していくなかで、複合施設など施設のあり方について検討するとともに、住民ニーズを取り入れながら改築または施設機能の充実に努めます。

また、重複する施設については、それぞれの機能分担を明確にし、住民の利便性の確保を図っていきます。

3. 新たな施設の整備

快適な住民生活に寄与し、新市の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて格差解消を図るため、必要に応じて新たな公共施設整備を進めていきます。

VI 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から平成27年度までの11カ年について、歳入・歳出の項目ごとに平成17年度の予算を基本に、普通会計について作成したものです。

【歳入】

(1) 地方税

地方税については、現行の税制度を基本に推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）により算出するとともに、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置を見込んでいます。

特別交付税については、平年を基準に新市に対する包括的な特別交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費分を平成17年度予算などにより算定し、新市建設計画に基づく諸事業に係る財政支援措置（合併特例交付金等）を見込むものです。

(4) 繰入金

繰入金については、財源を調整するための財政調整基金等を見込むものです。

(5) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく諸事業に伴う合併特例債や現行の地方債制度による地方債充当を見込むものです。

【歳出】

(1) 人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することにより、一般職員の人件費の削減を見込むとともに、合併による特別職職員の減員を考慮し、推計しています。

(2) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえ新市における福祉事務所の設置や福祉制度の拡大に伴う経費や生活保護費の増加及び少子高齢化の影響を勘案し推計しています。

(3) 公債費

公債費については、既発行の地方債に係る償還予定額に、新市建設計画に基づく諸事業に伴う地方債（合併特例債等）等の発行を見込み推計しています。

(4) 物件費

物件費については、平成17年度予算を基本に、新市建設計画に基づく諸事業に係る

臨時的な経費を勘案し、加え見込むものです。また、合併による節減効果を見込み推計しています。

(5) 積立金

積立金については、合併特例債を原資とする積立を見込まないものとして推計します。ただし毎年の財政状況を勘案しつつ、合併後の市町村振興のための基金への積立を考慮していくものとします。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画事業に基づく主な事業費及びその他の経常的な事業費を見込み推計しています。

【歳入】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	8,091	8,450	8,765	8,826	8,781	8,819	8,842	8,759	8,826	8,849	8,837
地方譲与税	758	762	766	770	774	778	783	787	792	796	801
交付金	1,468	1,347	1,228	1,238	1,247	1,257	1,267	1,277	1,288	1,298	1,309
地方交付税	5,656	6,324	6,482	6,338	6,229	6,277	6,097	6,165	6,121	6,049	6,062
分担金・負担金	348	306	306	306	306	306	306	306	306	306	306
使用料・手数料	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269
国庫支出金	1,996	2,825	2,322	2,117	2,231	2,000	1,953	1,915	1,793	1,740	1,732
県支出金	881	1,249	1,110	1,066	936	943	969	995	1020	1040	1061
財産収入	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
繰入金	1,623	976	978	459	517	303	207	46	38	0	0
繰越金	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579
地方債	1,980	2,624	1,857	2,157	1,866	2,414	1,260	1,730	802	1,330	1,308
合計	23,972	25,734	24,685	24,148	23,758	23,968	22,555	22,851	21,857	22,279	22,287

【歳出】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	5,292	5,205	5,112	4,968	4,937	4,905	4,873	4,840	4,808	4,775	4,742
物件費	3,941	3,771	3,577	3,457	3,262	3,217	3,173	3,128	3,083	3,038	2,994
維持補修費	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
扶助費	2,505	2,798	2,820	2,843	2,866	2,889	2,912	2,936	2,960	2,984	3,009
補助費等	4,130	4,408	4,145	4,058	3,986	3,905	3,831	3,754	3,742	3,689	3,623
公債費	2,164	2,221	2,384	2,539	2,524	2,738	2,813	2,789	2,945	2,885	2,760
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	360
投資・出資・貸付金	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
繰出金	2,707	2,688	2,751	2,790	2,831	2,832	2,845	2,862	2,902	2,914	2,916
普通建設事業費	2,985	4,395	3,648	3,245	3,104	3,234	1,860	2,294	1,169	1,670	1,635
合計	23,972	25,734	24,685	24,148	23,758	23,968	22,555	22,851	21,857	22,279	22,287

これまでの合併特例債の使い道と今後の予定をお知らせします

合併特例債は、笠間市総合計画に基づいた事業で、市の一体性を高めたり、均衡ある発展や住民福祉の向上を実現したりするため、特に必要な事業に活用しています。

具体的には、旧市町を結ぶ道路の整備や地域の発展に必要な駅周辺の整備、小中学校などの耐震化や児童クラブの整備など市民の生活に身近な事業に活用しています。平成18年度から平成21年度（予定）までの4年間で道路の整備や学校の耐震化などに約56億円を活用しています。

今月号では、これまでの合併特例債の主な使い道や今後の予定についてお知らせします。

合併特例債とは

合併特例債とは、合併した市町村が、新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づいて、特に必要な事業の財源として借り入れることができる地方債（借入金）のことをいいます。

合併特例債の活用は、合併初年度を含む10か年度（笠間市では平成27年度まで）に限られます。

なお、活用する事業費のおよそ95%（充当）まで借り入れることができます。借り入れた地方債の将来支払う元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。

平成18年度の使い道

新しい笠間市が平成18年3月19日に誕生し、平成18年度から、旧市町を結ぶ道路や老朽化が進んでいた小中学校の耐震補強などの事業がスタートしました。

主な道路整備事業

- 友部1級12号線 1億3,460万円
- 岩間1級12号線 950万円
- 大洲飯田線 4,750万円
- 岩間八郷線 4,750万円

学校耐震補強事業

- 友部中学校

18年度 2億6,160万円
19年度 3億2,740万円
平成18年度は、これらの事業などで合計7億2,220万円を活用しました。

平成19年度の使い道

平成18年度から実施していた友部中学校の耐震補強が完了しました。市内小中学校8校に約100基のトイレを整備し、全ての小中学校に洋式トイレを設置しました。また、地域の発展のため岩間駅周辺整備事業に活用しました。



耐震補強された友部中学校

都市整備事業

- 岩間駅周辺整備 2億3,940万円

主な道路整備事業

- 上町大沢線

8,360万円
18年度 3,700万円
19年度 4,750万円
平成19年度は、これらの事業などで合計10億2,900万円を活用しました。

平成20年度の使い道

昭和42年に建設された岩間中学校の改築や友部中学校体育館の耐震補強に活用しました。また、南小学校の児童クラブ整備や合併により大きなスペースが生じていた岩間支所に子育て支援センターとポランティアセンター、公民館および図書館を整備し、名称も「市民センターいわま」としました。



南小学校児童クラブ

学校整備事業

- 岩間中学校 19年度 3億 310万円
20年度 6億3,230万円
- 友部中体育館 2,190万円

主な道路整備事業

- 南友部平町線 1億8,510万円
- 友部2級10号線 1億2,150万円

友部池野辺線

9,500万円

都市整備事業

- 岩間駅周辺整備 4億4,420万円
- 稲田駅前トイレ整備 970万円

平成20年度は、これらの事業などで合計16億8,380万円を活用しました。



市民センターいわま

平成21年度の使い道

旧市町を結ぶ市道友部1級12号線並びに市道岩間1級12号線、岩間八郷線、友部池野辺線など複数の幹線道路が開通する予定です。また、岩間中学校の改築が完了し、2学期から新しい校舎で授業が行われています。



完成予定の市道1級12号線

主な道路整備事業

- 岩間八郷線 1億6,980万円
- 友部池野辺線 1億6,130万円
- 友部1級12号線 1億5,170万円
- 大淵飯田線 1億1,720万円

都市整備事業

- 岩間駅周辺整備 2億 160万円
 - 穴戸小学校児童クラブ整備 1,970万円
- 平成21年度は、これらの事業などで合計約21億円の合併特例債の活用を予定しています。



岩間中学校の新校舎

今後の使い道

進めてきた幹線道路の整備や岩間駅周辺整備などに活用する予定です。
また、学校の耐震補強は、耐震診断調査を踏まえて計画的に実施し、小中学校と幼稚園並びに給食施設などへの活用を予定しています。

主な道路整備

- 来栖本戸線 約4億7,000万円
- 南友部平町線 約3億7,000万円
- 上町大沢線 約2億9,000万円
- 笠間小原線桂町工区 約2億3,000万円

都市整備事業

- 岩間駅周辺整備 約6億2,000万円
- 岩間駅東大通線 約3億4,000万円

合併特例債は、合併後10年の限定的な制度です。今後の活用については、合併特例債も借入金であることに変わりはありませんので、真に必要なものを厳選し、有効に活用していきます。

【問合せ】

財政課 内線217



合併特例債を活用した事業一覧

道路整備事業 4,369.3百万円 (単位：百万円)

事業名	事業年度	事業費	予定借入額
笠間小原線	H18~H19	178.0	84.5
大淵飯田線	H18~H21	595.0	296.7
友部池野辺線	H18~H21	557.0	293.3
友部1級3号線	H18~H21	356.8	188.9
友部1級12号線	H18~H21	941.4	459.1
友部2級10号線	H18~H21	543.1	274.5
岩間1級12号線	H18~H21	174.9	102.3
岩間八郷線	H18~H21	531.2	297.9
上町大沢線	H18~H23	500.0	473.8
南友部平町線	H18~H27	1,250.0	787.1
来栖本戸線	H19~H26	1,200.0	558.2
友部1級5号線	H21~H24	300.9	129.5
友部1級8号線	H21~H22	68.2	29.2
友部1級11号線	H21	40.8	17.8
才木友部線	H21	220.5	94.5
荒町駅前線	H21	38.5	16.6
寺崎飯田線	H21~H23	70.6	30.3
笠間小原(桂町工区)	H21~H25	550.0	235.1
小計		8,116.9	4,369.3

都市整備事業 1,948.6百万円 (単位：百万円)

事業名	事業年度	事業費	予定借入額
岩間駅周辺整備	H18~H22	2,791.0	1,591.1
岩間駅東大通線	H21~H27	830.0	347.8
稲田駅前	H20	31.5	9.7
トイレ整備			
小計		3,652.5	1,948.6

林道整備事業 24.5百万円 (単位：百万円)

事業名	事業年度	事業費	予定借入額
林道本戸前山	H20~H21	51.7	24.5
舗装工事			
小計		51.7	24.5

学校整備耐震補強事業 1,584.9百万円 (単位：百万円)

事業名	事業年度	事業費	予定借入額
友部中学校校舎	H18~H19	805.6	589.0
大規模改築			
小中学校校舎	H19	34.8	33.0
トイレ整備			
友部中学校校舎	H20	41.5	21.9
屋内運動場			
耐震補強			
岩間中学校校舎	H20~H21	1,391.5	935.4
施設整備			
友部第二小学校	H21	36.4	5.6
屋内運動場			
耐震補強			
小計		2,309.8	1,584.9

その他 92.6百万円 (単位：百万円)

事業名	事業年度	事業費	予定借入額
南小・穴戸小	H20~H21	66.8	45.8
児童クラブ整備			
庁舎整備	H20	55.2	46.8
(市民センターいわま)			
小計		122.0	92.6
合計		14,252.9	8,019.9